

令和6年第9回函南町教育委員会会議次第

令和6年9月25日(水)～

午後1時30分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第43号 函南町独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する
要綱の制定について

議案第44号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第45号 指定校変更の承諾について

5 報 告

報告第9号 函南町立幼稚園・こども園預かり保育の就労時間要件の変更について

6 そ の 他

(1) 令和5年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書について

(2) 第63回静岡県市町教育委員会研修会の開催について

(3) 後援依頼について

ア シンクリPROJECT 合同発表会「2024静岡カップ」

イ 令和6年度静岡県広域文化事業 田方文化展(書道・文芸・茶道・華道)

ウ 第15回サンタカップ ソフトバレーボール交流大会in函南

エ 令和6年度日本大学国際関係学部 下期市民公開講座

オ 静岡県東部少年柔道大会

次回委員会開催予定

定例会 令和6年10月23日(水) 13:30～ 函南町役場 3階 教育委員会室

※午前中は、定例学校等訪問実施予定

教育長関係報告事項

令和6年9月25日（水）

月日	曜日	内 容
9月2日	月	・ 辞令交付式（8：15～）
9月3日	火	・ 議会9月定例会（9：00～）
9月4日	水	・ 議会9月定例会（9：00～）
9月5日	木	・ 東中学校人事訪問（8：30～）
9月9日	月	・ 企画会議（9：00～） ・ 静東教育事務所教育委員会訪問（13：30～）
9月10日	火	・ 議会9月定例会（9：00～）
9月11日	水	・ 議会9月定例会（9：00～）
9月12日	木	・ 議会9月定例会（9：00～）
9月13日	金	・ 社会教育委員会（14：00～）
9月18日	水	・ 田方地区教育長会（15：00～）
9月19日	木	・ 函南中学校指導課訪問（8：30～）
9月20日	金	・ 秋の交通安全運動一斉街頭広報（7：10～）
9月24日	火	・ 課長等連絡会議（8：35～） ・ 企画会議（9：00～）
9月25日	水	・ 教育委員会定例学校等訪問（8：40～） ・ 函南町定例教育委員会（13：30～） ・ 環境美化啓発ポスター教育長賞選考（16：00～）

議案第43号

函南町独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する要綱の
制定について

函南町独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する要綱を別紙の
とおり制定するため、教育委員会の承認を求める。

令和6年9月25日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町立の小学校、中学校又は幼稚園（認定こども園を含む。）に在籍する児童、
生徒又は園児について独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の保護者
負担額を定めるため、函南町独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に
関する要綱の制定をするものです。

函南町教育委員会告示第 号

函南町独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

函南町独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第10条の規定に基づき、函南町立の小学校、中学校又は幼稚園（認定こども園を含む。）に在籍する児童、生徒又は園児（以下「児童等」という。）の保護者から徴収する災害共済給付契約に係る共済掛金の負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護者負担額)

第2条 共済掛金の保護者負担額は、次の表のとおりとする。

種別		保護者負担額（児童等1人当たり）
小学校及び中学校	一般	年額465円
	要保護	年額20円
幼稚園（認定こども園を含む。）		年額180円

(保護者負担額の免除)

第3条 次の各号のいずれかに該当する保護者については、経済的理由により保護者負担額よりそれぞれ当該各号に定める額を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者 全額
- (2) 前条の規定により年額465円の共済掛金を負担することとなる者のうち、函南町就学援助費支給要綱（平成31年教育委員会告示第3号）第2条の規定により認定されたもの 115円

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

議案第44号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和6年9月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第45号

指定校変更の承諾について

指定校変更の承諾について、教育委員会の承認を求める。

令和6年9月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から指定校変更承諾願が提出されたので、指定校変更の承諾について教育委員会の承認を求めるものです。

○函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

平成26年3月26日教委規則第2号

改正

平成28年3月30日教委規則第2号

平成29年6月29日教委規則第4号

令和2年3月25日教委規則第4号

令和4年2月28日教委規則第11号

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

函南町立小学校・中学校通学区域の設定に関する規則（平成6年函南町教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、函南町内に居住する児童及び生徒（以下「児童等」という。）が、義務教育を受けるため通学する町立の小学校・中学校を指定することを目的とする。

（通学区域及び指定）

第2条 指定する学校は、児童等が保護者（児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のいないときは、後見人をいう。以下同じ。）とともに居住する現住所に基づき指定する。

2 前項の規定により、指定する学校の区域（以下「学区」という。）は、別表1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別支援学級に入級する者の小学校及び中学校の学区は、別表2のとおりとする。

（指定校の変更）

第3条 教育委員会は、保護者及び児童等の特別な事由により、児童等が指定された学校に通学が困難であると認められるときは、別表3の基準に基づき、前条の指定を変更することができる。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第2号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 規則の施行の際、この規則による改正前の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条ただし書の規定により、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月29日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 3 (第 3 条関係)

区分	許可基準		許可期間		添付書類
転居・転出	小学校	学期途中に転居したが通学に支障がない場合	小学校	各学年その学期末又は学年末まで（6年次在学中は卒業）	ア 保護者承諾願 イ 住民異動届
	中学校		中学校	どの学年でも卒業まで	
一時転居	新築改築のため区域外から通学する場合（完成するまで）従前住所へ戻ることが確実の場合		その期間		ア 保護者承諾願 イ 建築確認書写し ウ 住民異動届
転入予定	住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実の場合、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。		引き渡し予定日		ア 保護者承諾願 イ 入居予定がわかる契約書等の写し
保護者不在	共働き等により帰宅後も保護者不在 預け先地区又は勤務地区の学校 （小学生のみ）		その事由が解消するまで（1年更新）		ア 保護者願い出書 イ 保護者在職証明書 ウ 預かり証明書
身体的な理由	身体的な理由で指定校に通学困難な場合		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 医師の診断書
生徒指導上の問題 教育的配慮	(1) いじめ、不登校等の理由で指定校へ通学が困難な場合 (2) 指定校を変更することにより問題解決が見込まれる場合 (3) 引き続き、変更した学区の中学校へ進学する場合		その事由が解消するまで（卒業まで）		ア 保護者承諾願 イ 指定校校長の意見書 ウ 入学通知書
地域事情	(1) 地形等（通学路安全性等）地域の事情により、指定校へ通学が困難な場合 (2) 地教委が承認した場合（小学生のみ）		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 居住区域の地図
兄弟関係	特別な事情で指定校以外に兄弟が通学し、指定校が違うため負担が生じる場合		その事由が解消するまで（卒業まで）		ア 保護者承諾願
その他	(1) 特殊な事情で委員会が認めた場合 (2) 入学時において入部予定の部活動がない場合（町内のみ）		卒業まで		ア 保護者承諾願 イ 事由を証明するために教育委員会が求める書類

報告第 9 号

函南町立幼稚園・こども園預かり保育の就労時間要件の変更について

函南町立幼稚園預かり保育条例（平成 26 年 12 月 10 日条例第 24 号）第 4 条及び
函南町立幼稚園預かり保育条例施行規則（平成 26 年 12 月 18 日教委規則第 11 号）
第 6 条の規定による就労について、就労時間要件を変更するため教育委員会へ報告
するものです。

令和 6 年 9 月 25 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

函南町保育の必要性の認定等に関する規則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 15 号）
に定める就労時間に係る要件に関する特例期間が令和 6 年度末をもって終了するこ
とから、令和 7 年 4 月からの函南町立幼稚園・こども園預かり保育の就労時間要件
を変更するため、教育委員会へ報告するものです。

就労時間要件変更内容

1 年間預かり保育

現行	月 96 時間以上就労
令和 7 年 4 月～	月 64 時間以上就労

年間預かり保育は、函南町保育の必要性の認定等に関する規則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 15 号）第 3 条の規定を参考とし、利用における就労時間要件を月 96 時間以上としていたが、令和 6 年度末に就労時間に係る要件に関する特例期間が終了するため、就労時間要件を月 64 時間以上に変更する。

2 長期休業中預かり保育

現行	月 80 時間以上就労
令和 7 年 4 月～	月 64 時間以上就労

長期預かり保育は、就労している保護者が利用しやすいよう、就労時間要件を月 80 時間以上としていたが、年間預かり保育に併せて、利用における就労時間要件を月 64 時間以上に変更する。

改正

令和元年9月10日条例第12号

函南町立幼稚園預かり保育条例

(目的)

第1条 この条例は、函南町立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の教育課程に係る教育時間以外の時間帯で、幼稚園の管理下において園児を当該施設で預かり、保育すること（以下「預かり保育」という。）により、幼児の心身の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。

(実施する幼稚園)

第2条 預かり保育を実施する幼稚園は、規則で定める。

(実施日及び保育の時間)

第3条 預かり保育の実施日及び保育の時間は、規則で定める。

(対象児)

第4条 預かり保育の対象児は、第2条に規定する預かり保育を実施する幼稚園に在園し、保護者の就労等により保育が必要な園児とする。

(定義)

第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年間預かり保育 1月以上の預かり保育（長期休業中預かり保育を除く。）をいう。
- (2) 一時預かり保育 1日を単位として行う一時的な預かり保育（長期休業中預かり保育を除く。）をいう。
- (3) 長期休業中預かり保育 長期休業中の預かり保育

(保育料の徴収)

第6条 預かり保育は、園児1人につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を保育料として徴収する。ただし、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第2項に規定する施設等利用給付認定子どもの預かり保育料の月額（月額保育料については、当該月の利用日数を乗じて月額とする。）から11,300円を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。）を徴収する。

- (1) 年間預かり保育 月額 5,000円

(2) 一時預かり保育 日額 300円

(3) 長期休業中預かり保育 日額 500円

(保育料の減免)

第7条 町長は、特別な理由があると認めたときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の納期)

第8条 保育料の納期は、毎月月末（12月及び3月にあつては、25日）までとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月10日条例第12号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、令和元年10月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年9月以前分の預かり保育料については、なお従前の例による。

改正

平成27年11月19日教委規則第5号

平成28年11月24日教委規則第5号

平成29年3月24日教委規則第3号

平成30年1月23日教委規則第1号

平成31年1月22日教委規則第2号

令和2年2月20日教委規則第3号

令和3年12月22日教委規則第8号

函南町立幼稚園預かり保育条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町立幼稚園預かり保育条例（平成26年函南町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施する幼稚園)

第2条 預かり保育を実施する幼稚園は、次のとおりとする。

(1) 年間預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園

(2) 一時預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉こども園、間宮幼稚園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園

(3) 長期休業中預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉こども園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園

(実施日)

第3条 預かり保育の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日は実施しないものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 一時預かり保育を実施する幼稚園については、学年始、夏季、冬季及び学年末休業日として園長が定める期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、園長が必要と認める日

(保育の時間)

第4条 預かり保育を実施する時間は、次のとおりとする。

- (1) 年間預かり保育 午前7時30分から教育時間開始時刻まで及び教育時間終了時刻から午後5時15分まで
- (2) 一時預かり保育 教育時間終了時刻から午後4時30分まで
- (3) 長期休業中預かり保育 午前7時30分から午後5時15分までの間で保護者が希望する時間(定員)

第5条 預かり保育の定員は、次のとおりとする。

- (1) 年間預かり保育 40人
 - (2) 一時預かり保育 40人
 - (3) 長期休業中預かり保育 30人
- (利用の手続)

第6条 年間預かり保育及び長期休業中預かり保育を希望する保護者は、希望する1月前までに預かり保育申込書(様式第1号)に就労証明書等を添えて、園長を経て教育委員会に提出するものとする。

2 一時預かり保育を希望する保護者は、希望する10日前までに預かり保育申込書を園長を経て教育委員会に提出するものとする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

3 教育委員会は、前2項の申込みがあったときは、速やかに利用の可否を決定し、預かり保育利用決定通知書(様式第2号)又は預かり保育不承認通知書(様式第3号)により保護者へ通知するものとする。

(利用の中止)

第7条 預かり保育の利用を中止する保護者は、預かり保育利用中止届(様式第4号)を、園長を経て教育委員会に提出するものとする。

(利用の取消し)

第8条 教育委員会は、保護者が預かり保育を利用するに当たり適当でないと認めたときは、利用を取り消すことができる。

(保育料の減免)

第9条 保育料の納入義務者である園児の保護者が次のいずれかに該当するときは、保育料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

- (1) 預かり保育を利用する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、災害その他特別な理由があると認められるとき。

(減免の手続)

第10条 保育料の減額又は免除を受けようとする者は、預かり保育料減免申請書(様式第5号)を園長を経て教育委員会に提出するものとする。

(減免決定通知)

第11条 保育料の減免の決定は、教育委員会が行い、該当者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月19日教委規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月24日教委規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日教委規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月23日教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月22日教委規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月20日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月22日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。

3 この規則の施行前に従前の様式により作成されている用紙等は、当分の間、調整して使用することができる。

改正

令和5年3月29日規則第12号

令和6年3月7日規則第6号

函南町保育の必要性の認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項に規定する保育の必要性の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(府令第1条の5第1号の町が定める時間)

第3条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条の5第1号の町が定める時間は、64時間とする。

(府令第1条の5第10号の市町村が認める事由)

第4条 府令第1条の5第10号の市町村が認める事由は、保護者の年齢が65歳以上であることとする。

(保育必要量の区分)

第5条 町長は、府令第4条の規定により保育必要量を次に掲げる時間に区分するものとする。

(1) 保育標準時間 1月当たり212時間を超え292時間まで

(2) 保育短時間 1月当たり212時間まで

(認定の有効期間に係る基準)

第6条 府令第8条第4号ロ及び府令第28条の5第4号ロの規定により町が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号の規定により町が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 府令第8条第2号に掲げる期間

(2) 効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の育児休業の期間の末日が属する月の末日までの期間

3 府令第8条第7号の規定により町が定める期間は、府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当

するものとして認めた事情を勘案して町長が適当と認める期間とする。

4 府令第8条第12号の規定により町が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 府令第8条第8号に掲げる期間

(2) 効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の育児休業の期間の末日が属する月の末日までの期間

5 府令第8条第13号の規定により町が定める期間は、府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して町長が適当と認める期間とする。

6 府令第28条の5第6号の規定により町が定める期間は、府令第1条の5第9号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して町長が適当と認める期間とする。

(優先保育の基準)

第7条 法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）のうち優先的に保育を行う必要があると認められる者は、当該子どもが次の各号のいずれかの事由に該当するものとする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する世帯に属していること。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯に属していること。

(3) 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属していること。

(4) 虐待を受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要なこと。

(5) 精神又は身体に障害を有していること。

(6) 保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること。

(7) 保育を受けようとする保育所又は認定こども園において、現に兄弟姉妹が保育を受け、又は受けようとしていること。

(8) 地域型保育事業による保育を受けていたこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、法の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則は、法の施行の日以後の保育を必要とする子どもに対する保育の必要性の認定等について適用することができる。

(就労時間に係る要件に関する特例)

- 3 施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第3条中「64時間」とあるのは、「96時間」とする。

附 則 (令和5年3月29日規則第12号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月7日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年度 幼稚園・こども園預かり保育 について

函南町立幼稚園・こども園では、在園されているお子さんを対象に、保護者の子育て支援を目的とした「預かり保育」を実施しています。令和7年度の実施内容は、以下のとおりです

実施する園	実施内容	定員	実施時間	料金（保育料）
春光幼稚園 丹那幼稚園 みのり幼稚園 自由ヶ丘幼稚園	年間預かり保育 長期休業中預かり保育 ※2	各園70人	7時30分～ 通常保育時間開始まで 通常保育時間終了後～ 17時15分まで	年間預かり保育 月額5,000※1 長期休業中預かり保育 日額500円※1
二葉こども園（幼稚園部）	長期休業中預かり保育 ※2	30人	7時30分～17時15分 まで	日額500円※1
町内全幼稚園 こども園（幼稚園部）	一時預かり保育	各園40人	通常保育時間終了後～ 16時30分まで	日額300円

※1 年間預かり保育、長期休業中預かり保育を利用する園児は「保育の必要性のあることの認定（新2号認定）」を受けた場合には、料金が無償となります。

※2 「長期休業中」とは、夏休み、冬休み、春休みの期間のことです。

【 利用できる人 】

○ 年間預かり保育、長期休業中預かり保育

… 保護者の就労等（勤務時間が月に64時間以上）により保育が必要な園児

○ 一時預かり保育 … 以下①～③により保育が必要な園児

① 兄弟の学校行事 ② 保護者や家族の通院、看護 ③ 保護者や家族の就労（就労時間数の条件なし）

【 申込方法 】

○ 年間預かり保育、長期休業中預かり保育 → 在園する園へ申込み

提出するもの … ① 幼稚園預かり保育申込書 ② 保護者の就労証明書、理由書等(※)

(※)②の提出は、同居所にいらっしゃる保護者以外の大人の方（祖父母やおじ、おば等）についても必要となります。ただし、65歳以上の方は提出不要です。

○ 一時預かり保育 → 在園する園へ申込み

提出するもの … ① 幼稚園預かり保育申込書 ② 保護者等の就労申出書(※)

(※)②の提出は、「保護者や家族の就労」による方のみ必要です。なお、その年度の最初の利用の際に提出いただければ、勤務先等に変更がない限り、年度内のその後の利用申し込みの際は提出不要です。

【 申込期間 】

○ 年間預かり保育 … 集中受付期間 令和6年11月18日(月) ～ 令和6年12月6日(金)

年度途中の申込みは、原則、利用開始を希望する日の1ヶ月前まで

※希望する園の空き状況を確認のうえお申込みください。

○ 長期休業中預かり保育 … 原則、利用開始を希望する日の1ヶ月前まで

○ 一時預かり保育 … 原則、利用を希望する日の10日前まで

【 申込に関する共通事項 】

- 申込みに必要な書類は、各園で受け取ることができます。
- 申込期間は、年間預かり及び長期休業中預かり保育は、利用（開始）を希望する日の1ヶ月前まで、一時預かり保育は10日前までです。ただし、やむを得ず急を要する場合、各園で受入れが可能であれば、期間を過ぎていても受付しますので、まずは園へ申し出てください。
- 申込後は、利用の可否を決定し、子育て支援課から保護者へ通知します。
- 定員を超える申込みがあった場合は、保護者の就労状況や家庭環境等を考慮して利用を決定します。このため利用ができない場合もありますので、ご了承ください。
- 申込後に利用を中止する場合は、「幼稚園預かり保育利用中止届」を各園へ提出してください。中止届は各園で受け取ることができます。

【 預かり保育を実施しない日 】

- 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、休園日
- 園長が指定した日（入園式、卒園式、始業式、終業式、遠足、運動会、発表会、参観日、職員研修の日など）
- 春休み中の年間預かり保育、長期休業中預かり保育については、3月は実施しますが、4月は実施しません。（ただし、現在年間預かり保育を利用している3歳児、4歳児で進級する園児は、4月も実施予定です。）
- 一時預かり保育については、夏休み、冬休み、春休みは実施しません。
- 感染症予防のため学級閉鎖となった日や、自然災害等で園が休園となった日も実施しません。

～ 預かり保育を実施する日数は各園で決まっているので、ご希望の日に

利用できない場合もあります。詳細は各園へお問い合わせください。～

【 利用料金（保育料）について 】

- 年間預かり保育、長期休業中預かり保育利用者の利用料金は、幼児教育・保育の無償化により、「保育の必要性の認定（新2号認定）」を受けた場合には、月11,300円まで無償となります。
- 一時預かり保育利用者は、利用のあった月の翌月に納付書を発送しますので、納付書に記載された納付期限までに金融機関等で納付してください。
- 申込後に、届出なく利用を中止した場合は、料金を納付していただきます。

【 その他 】

- 給食のない日は、弁当、水筒を持参してください。なお、3歳児は、給食開始が6月からのため、年間預かり保育を利用される3歳児の方は、4月から給食開始までの間も弁当、水筒を持参してください。
- 長期休業中預かり保育は、おやつを持参してください。
- 年間預かり保育、長期休業中預かり保育利用者は、駐車場を利用することができます。利用が決定した方には、駐車許可証を発行します。
- 持ち物等の詳細は、各園へお問い合わせください。

問合先 函南町 厚生部 子育て支援課
電 話 055-979-8128

春光幼稚園 978-3454
丹那幼稚園 974-0261
二葉こども園 978-2071

間宮幼稚園 978-4666
みのり幼稚園 978-3440
自由ヶ丘幼稚園 978-3446

令和6年度 幼稚園・こども園預かり保育 について

函南町立幼稚園・こども園では、在園されているお子さんを対象に、保護者の子育て支援を目的とした「預かり保育」を実施しています。令和6年度の実施内容は、以下のとおりです

実施する園	実施内容	定員	実施時間	料金（保育料）
春光幼稚園 丹那幼稚園 みのり幼稚園 自由ヶ丘幼稚園	年間預かり保育	各園40人	7時30分～ 通常保育時間開始まで 通常保育時間終了後～ 17時15分まで	月額5,000円 （※1）
春光幼稚園 丹那幼稚園 二葉こども園 みのり幼稚園 自由ヶ丘幼稚園	長期休業中（※2） 預かり保育	各園30人	7時30分～ 17時15分まで	日額500円
町内全幼稚園 こども園	一時預かり保育	各園40人	通常保育時間終了後～ 16時30分まで	日額300円

（※1）年間預かり保育を利用する園児は「保育の必要性のあることの認定（新2号認定）」を受けた場合には、料金が無償となります。

（※2）「長期休業中」とは、夏休み、冬休み、春休みの期間のことです。

【 利用できる人 】

- 年間預かり保育 … 保護者の就労等（勤務時間が月に 96 時間以上）により保育が必要な園児
- 長期休業中預かり保育 … 保護者の就労等（勤務時間が月に 80 時間以上）により保育が必要な園児
- 一時預かり保育 … 以下①～③により保育が必要な園児
 - ① 兄弟の学校行事 ② 保護者や家族の通院、看護 ③ 保護者や家族の就労（就労時間数の条件なし）

【 申込方法 】

- 年間預かり保育、長期休業中預かり保育 → 在園する園へ申込み
 提出するもの … ① 幼稚園預かり保育申込書 ② 保護者の就労証明書、理由書等（※）
 （※）②の提出は、同居所にいらっしゃる保護者以外の大人の方（祖父母やおじ、おば等）についても必要となります。ただし、65 歳以上の方は提出不要です。
- 一時預かり保育 → 在園する園へ申込み
 提出するもの … ① 幼稚園預かり保育申込書 ② 保護者等の就労申出書（※）
 （※）②の提出は、「保護者や家族の就労」による方のみ必要です。なお、その年度の最初の利用の際に提出いただければ、勤務先等に変更がない限り、年度内のその後の利用申し込みの際は提出不要です。

【 申込期間 】

- 年間預かり保育 … 集中受付期間 令和5年 11 月 20 日（月）～ 令和5年 12 月 8 日（金）
 年度途中の申込みは、原則、利用開始を希望する日の 1 ヶ月前まで
※希望する園の空き状況を確認のうえお申込みください。
- 長期休業中預かり保育 … 原則、利用開始を希望する日の 1 ヶ月前まで
- 一時預かり保育 … 原則、利用を希望する日の 10 日前まで

【 申込に関する共通事項 】

- 申込みに必要な書類は、各園で受け取ることができます。
- 申込期間は、年間預かり及び長期休業中預かり保育は、利用（開始）を希望する日の1ヶ月前まで、一時預かり保育は10日前までです。ただし、やむを得ず急を要する場合、各園で受入れが可能であれば、期間を過ぎていても受付しますので、まずは園へ申し出てください。
- 申込後は、利用の可否を決定し、子育て支援課から保護者へ通知します。
- 定員を超える申込みがあった場合は、保護者の就労状況や家庭環境等を考慮して利用を決定します。このため利用ができない場合もありますので、ご了承ください。
- 申込後に利用を中止する場合は、「幼稚園預かり保育利用中止届」を各園へ提出してください。中止届は各園で受け取ることができます。

【 預かり保育を実施しない日 】

- 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、休園日
- 園長が指定した日（入園式、卒園式、始業式、終業式、遠足、運動会、発表会、参観日、職員研修の日など）
- 春休み中の年間預かり保育、長期休業中預かり保育については、3月は実施しますが、4月は実施しません。（ただし、現在年間預かり保育を利用している3歳児、4歳児で進級する園児は、4月も実施予定です。）
- 一時預かり保育については、夏休み、冬休み、春休みは実施しません。
- 感染症予防のため学級閉鎖となった日や、自然災害等で園が休園となった日も実施しません。

～ 預かり保育を実施する日数は各園で決まっているので、ご希望の日に
利用できない場合もあります。詳細は各園へお問い合わせください。～

【 利用料金（保育料）について 】

- 年間預かり保育利用者の利用料金は、幼児教育・保育の無償化により、「保育の必要性の認定（新2号認定）」を受けた場合には、月11,300円まで無償となります。
- 長期休業中預かり保育、一時預かり保育利用者は、利用のあった月の翌月に納付書を発送しますので、納付書に記載された納付期限までに金融機関等で納付してください。
- 申込後に、届出なく利用を中止した場合は、料金を納付していただきます。

【 その他 】

- 給食のない日は、弁当、水筒を持参してください。なお、3歳児は、給食開始が6月からのため、年間預かり保育を利用される3歳児の方は、4月から給食開始までの間も弁当、水筒を持参してください。
- 長期休業中預かり保育は、おやつを持参してください。
- 年間預かり保育、長期休業中預かり保育利用者は、駐車場を利用することができます。利用が決定した方には、駐車許可証を発行します。
- 持ち物等の詳細は、各園へお問い合わせください。

問合先 函南町 厚生部 子育て支援課
電 話 055-979-8128

春光幼稚園 978-3454
丹那幼稚園 974-0261
二葉こども園 978-2071

間宮幼稚園 978-4666
みのり幼稚園 978-3440
自由ヶ丘幼稚園 978-3446

令和 6 年 9 月 13 日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様



函南町社会教育委員会
委員長 富永 和彦



答 申 書

令和 6 年 9 月 13 日付函生第 429 号で諮問のあった「函南町農村環境改善センターの設置及び管理等に関する条例（以下、条例）及び函南町農村環境改善センターの設置及び管理等に関する条例施行規則（以下、施行規則）の一部改正」について、審議した結果、下記のとおり答申する。

記

平成 8 年 8 月に開館した函南町農村環境改善センターについて、老朽化による維持管理費の増大、地域周辺市町の実情を考えると、利用者である受益者に費用負担を求めることについては、受益者負担の立場からやむを得ないものとする。しかしながら、「コミュニティー活動・文化活動・社会教育活動の拠点となり、地域の活性化と産業振興を図る」という当初の設置目的の妨げとなるような過度な料金徴収はすべきではない。徴収する金額や減免措置の対象については、慎重に検討をお願いしたい。

また、その他変更事項についても、利用者がより柔軟に利用できる施設となるよう、条例及び施行規則の一部改正を求める。

令和5年度函南町教育委員会自己点検・評価について

1 根拠法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律162号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 令和5年度函南町教育委員会自己点検・評価のスケジュール

(1) 令和6年9月25日(水) 9月定例教育委員会

- ① 自己点検・評価について事務局より説明
- ② 学識経験者の選任について
- ③ 「令和5年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(事務局素案)」について検討

(2) 10月定例教育委員会までに教育委員意見の提出

(教育委員は10月10日(木)までに教育委員会へ提出)

令和5年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(事務局素案)に委員意見を反映し(案1)を作成

(3) 令和6年10月23日(水) 10月定例教育委員会

- ① 「令和5年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(案1)」について検討

(4) 11月定例教育委員会までに学識経験者の意見を集約

(5) 令和6年11月22日(金) 11月定例教育委員会

「令和5年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書」の最終案を議案として提出し承認を求める。

(6) 令和6年11月中に「令和5年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書」を函南町議会に提出するとともに公表する。

※公表の方法については、告示、ホームページ掲載を行う。

令和6年9月 25 日定例教育委員会 「令和5年度 自己点検・評価(案)」の委員意見表 【提出期限 令和6年 10 月 10 日(木)】

委員氏名

メール gakkou@town.kannami.shizuoka.jp ←メールベタ打ちでの提出も可能です。

[illegible]

教育委員会の点検・評価に関する有識者名簿（案）

番号	氏名	役職	函南町教育委員会の点検・評価実施要綱第5条第2項の該当項目
1	山本 要司	元函南町立東中学校長 函南町人権擁護委員	小・中学校教員退職者
2	藤原 啓	函南町校長会会長 函南町立函南小学校長	学校教職員代表
3	山崎 海淳	令和5年度函南町PTA連絡協議会会長 函南町立東中学校PTA会長	保護者代表



令和5年度

函南町教育委員会

自己点検・評価報告書
(事務局素案)

令和6年 月

函南町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 令和5年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象	2
1 教育委員会の活動	2
2 教育委員会が管理・執行する事務	2
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	2～4
第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート	5～15
第3 学識経験者からの意見	16～18

はじめに

平成20年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、函南町教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するため、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を実施し、平成21年3月に最初の報告書をまとめた。以来、毎年度自己点検及び評価を実施している。

本年度は、令和5年度中の函南町教育委員会の事務の管理及び執行状況について17回目の自己点検及び評価を実施した。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和5年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価の結果を報告するものである。

令和6年 月

函南町教育長 久保田 浩子

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第1 令和5年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象

1 教育委員会の活動

函南町教育委員会では、毎月1回の定例教育委員会を開催し、令和5年度は、年12回の定例会を開催し、臨時会を1回開催した。

また、教育現場の現状把握や教育行政施策に資することを目的に、各小中学校、幼稚園及び生涯学習関係の施設訪問を実施した。

函南町教育委員会主催のはたちの集いをはじめ、各種行事に出席した。小中学校、園の卒業式、入学式、運動会等については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業縮小が継続されたため出席を見合わせる事となった。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、年2回の総合教育会議を開催した。

2 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理執行する事務は、昭和31年函南町教育委員会規則第2号「教育長に対する事務委任規則」第1条に規定されている以下に示す17項目である。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を決めること。
- (6) 前2号に定めるもののほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。
- (7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと。
- (8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと。
- (9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること。
- (10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること。
- (11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと。
- (14) 校長・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (16) 教科用図書の採択に関すること。
- (17) 文化財の指定及び解除に関すること。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

函南町総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、「令和5年度教育要覧」に示した函南町の教育行政の方針は以下のとおりである。この方針をもとに計画した令和5年度教育推進の重点である幼児教育の充実、学校教育の充実及び社会教育の充実に基づき各種事業及び事務を実施した。なお、令和5年度教育推進の重点は、第2函南町教育委員会の自己点検・評価シートにおいて示すものとする。

【教育行政の方針】

(1) 知性を高め、新しい時代に対応した教育の推進

- ア 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善・教育課程の促進をします。
 - (ア) 各学校においての自校研修を充実させるため、研修補助として田方教員研修協議会を活用し講師派遣を依頼するなど外部の指導も求め推進を図ります。
 - (イ) OJTを中心とした日常的な研修を深め、ICT機器を活用したGIGAスクール構想の実現に向けた授業改善を推進します。
 - (ウ) 県教育委員会指導主事訪問の機会を利用し、町教育委員会としても指導に加わり日々の授業改善につなげます。
 - (エ) 教育課程の編成にあたっては、町としての教育推進計画を示し各学校の共通項目も設置します。（函南スタンダード・読書推進計画等）
- イ 町教委主催研修により学校力、指導力向上のための支援をします。
- ウ 特別支援教育充実のため、対象者の早期発見に努め、保、幼、こ、小、中と継続した支援を行います。

(2) 地域社会を支える人材育成の推進

- ア 地域の教育資源を活用し、地域学習や地域貢献活動を取り入れ、郷土愛を育む教育活動を推進し、地域社会を支える人材育成に努めます。
- イ 学校・地域・企業等が連携し、職場体験等の活動を通してキャリア教育を進め、児童生徒一人一人に望ましい勤労観、職業観を育成します。また、中高連携により確かな進路指導に取り組みます。

(3) 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

- ア 全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校運営協議会制度により地域と共にある学校づくりを推進します。
- イ 丹那小学校「小規模特認校制度」の実現に向けて、小規模の魅力化を図るとともに地域に根ざした学校づくりを推進します。
- ウ 校務支援システム、タイムカード、留守番電話、スクールサポートスタッフ等の導入により、教職員の業務改善を図り、長時間勤務の解消を行います。
- エ 教職員の地域間交流、校種間交流、企業交流などの推進を図り、教員の資質能力向上につなげます。
- オ 心身ともに健康で「頼もしい教職員」の育成を図り、不祥事根絶に努め、共生社会を支える人権尊重の教育と啓発に取り組みます。
- カ 若手教職員の育成と管理職候補育成を課題とした人材育成研修を、田方研修協議会と共に推進します。
- キ 女性教職員の計画的な研修・育成を行い、女性管理職を輩出することにより、女性の視点を活かした学校の魅力化を推進します。
- ク 町幼児教育センターの指導、支援により、幼児教育と学校教育の連続性を図ります。
- ケ 特別支援教育の充実のため、各学校での通級指導教室、特別支援学級の運営を支援し、支援員等を含め専門性を高める研修を行います。

(4) 未来を拓く多様な人材を育む教育

- ア ICT機器を活用し、企業や社会の教育力を学校に取り入れることや、海外との異文化交流の推進を図り、グローバルな人材の育成を推進します。
- イ ALTの派遣により、幼児教育から学校教育まで一貫した異文化交流、外国語活動の推進をします。

(5) 社会総がかりで取り組む教育の実現

- ア 「函南町地域学校協働本部」に集約される地域の人材を、園や学校で活用できる体制づくりを推進します。
- イ 園・学校における教育推進の重点に「交流」の視点を位置付け、「多様な学び」や「体

験活動」の充実と活性化を図ります。

ウ 各区等での地域活動に児童生徒を積極的に参加させ、幅広い交流活動を通して、互いの理解と信頼を深め合い、成長できる教育風土を醸成します。

エ 学校・家庭教育支援のため「函南町教育支援センター」の機能の充実を図り、関係機関や役場関係各課との連携を推進します。

オ 生涯にわたり学び続ける環境整備として、町立図書館、文化センターの活用促進と主催事業の充実を目指します。

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和5年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》		
(実現度)		(重要度)
A	… 概ね達成	A … 非常に重要
B	… もう少しで達成	B … 重要
C	… 普通	C … 普通

大項目1 教育委員会の活動

中項目	小項目	マトリクス表	点検・評価																				
(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C					C	B	A		→重要度			教育委員会の中核となる会議であるため重要度はAとした。 実現度については、開催数と議事内容を指標とした。開催数では、定例教育委員会を毎月開催し、各議題について協議した。 迅速な処理が必要な議案については、臨時会を開催し対応するなど、必要な回数を満たしたと判断し、実現度をAとした。
	A			★																			
B																							
C																							
	C	B	A																				
	→重要度																						
②教育委員会会議の運営上の工夫	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C					C	B	A		→重要度			会議運営上の工夫は、効率且つ効果的な審議等に繋がるため、重要度はAとした。 会議だけではなく、会議後に行う教育長との意見交換及び勉強会を開催し、教育現場の実態把握に努め、委員としての見識を高める活動を行った。また、ウィズコロナの環境下にある教育現場を把握するため、学校等教育施設訪問を実施し、町内の小中学校と、教育文化施設の視察を3回に分けて実施した。新型コロナウイルス感染症の再流行により幼稚園の訪問を自粛したことから、実現度をBとした。	
A																							
B			★																				
C																							
	C	B	A																				
	→重要度																						
(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の傍聴者の状況	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C					C	B	A		→重要度			教育委員会の活動を公開していくことは開かれた教育行政の観点から重要であるため、重要度はAとした。 令和5年度の傍聴者は6名（令和4年度3名）で、内、初めて傍聴した方が3名であった。会議開催日や傍聴方法を町ホームページ上で公開し、広報かなみ11月号に傍聴が出来る旨を掲載するなど、委員会会議公開の周知に努めたことから実現度はAとした。
	A			★																			
B																							
C																							
	C	B	A																				
	→重要度																						
②議事録の公開、広報・公聴活動の状況	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C					C	B	A		→重要度			議事録の公開は、会議の公開に付随する事項であるので、重要度をAとした。 議事録は傍聴できない方にも会議内容が確認できるよう、会議資料と合わせて町ホームページ上で公開していることから実現度をAとした。	
A			★																				
B																							
C																							
	C	B	A																				
	→重要度																						
(3) 教育委員会と事務局との連携	①教育委員会と事務局との連携	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C					C	B	A		→重要度			教育行政を進めるうえで、教育委員会と事務局との連携は非常に重要であるため、重要度はAとした。 教育委員会は、事務局の連携により重要な課題や教育現場の状況を共有し、教育行政の中立性の確保、また教育行政と一般行政の調和を図りながら教育委員会の意思決定を行っている。その意思決定に基づき事務局が適正に具体の事務を進めていることから実現度はAとした。
A			★																				
B																							
C																							
	C	B	A																				
	→重要度																						

大項目 1 教育委員会の活動

大項目1 教育委員会の活動

中項目	小項目	マトリクス表	点検・評価																				
(4) 教育委員会と首長の連携	①教育委員会と首長との意見交換会の実施	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				町の実情に応じた教育行政の執行にあたり、町長・町長部局との連携は欠かせないものであるため、重要度はAとした。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律により総合教育会議の開催が義務付けられている。令和5年度は2回開催し、町の教育の方向性に関わる事項について積極的な議論、協議を行ったことから実現度はAとした。
		A			★																		
B																							
C																							
C B A																							
→重要度																							
→重要度																							
(5) 教育委員の自己研鑽	①研修会への参加状況	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				教育委員自身が教育委員会の役割や教育をめぐる動向について理解を深めることの意義は大きく重要度はAとした。 実現度は、研修の参加回数を指標とした。毎年参集開催される県教育委員会主催の研修会に2名の委員が参加した。田方地区2市1町教育委員意見交換会は、新型コロナウイルス感染症の再流行を受け、令和5年度も中止となった。しかしながら、教育委員会定例会時に教育長を中心とした自主的な意見交換や研修を行っており、実現度はAとした。
		A			★																		
B																							
C																							
C B A																							
→重要度																							
→重要度																							
(6) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A				→重要度				教育の中心である児童・生徒たちが学ぶ学校・園への訪問は、教育現場を把握する上で必要不可欠であり重要度をAとした。 実現度は訪問数を指標とした。令和5年度は教育委員会開催日に合わせ、各校を訪問して、ウィズコロナの教育現場の状況把握をするとともに校長との意見交換、授業参観、施設整備の状況確認、給食の試食を行った。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し再流行したことから、幼稚園・こども園6園、保育園1園の訪問については見送ったことから実現度はBとした。
	A																						
B			★																				
C																							
C B A																							
→重要度																							
	②所管施設の訪問	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A				→重要度				所管施設への訪問は、それぞれの活動拠点としての重要な役割を担っており、委員の視察は、各種施策の推進に関わるため、学校訪問同様に重要度はAとした。 教育委員会開催日に合わせ、ウィズコロナの施設利用状況、施設環境の把握を行った。令和5年度は訪問先を抜粋し、解体工事を控えたふれあいセンターの視察のみを実施したことから実現度はBとした。
A																							
B			★																				
C																							
C B A																							
→重要度																							

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和5年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》
(実現度) (重要度)
A … 概ね達成 A … 非常に重要
B … もう少しで達成 B … 重要
C … 普通 C … 普通

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価																
(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	教育に関する方針は、各種教育施策の根幹に関わるため、重要度はAとした。 「第六次函南町総合計画」に基づき「函南町教育大綱」について見直しを行い、令和5年度第2回総合教育会議において改定が承認された。 基本目標を「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」と定めた。また、3つの基本構想を立て、教育要覧に示す教育行政の方針を定めているため、実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B				C					C	B	A	令和5年度は、設置及び廃止の決定を行っていない。
A																		
B																		
C																		
	C	B	A															
(3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申し出ること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	教育現場における管理及び教育振興等備品は、費用対効果を含め教育委員会が把握しておく必要があるため、重要度はAとした。 令和5年度における左記に該当する備品は、老朽化により学校給食調理業務に支障が生じていた食器洗浄機2台とスライサー1台の購入である。両者とも教育委員会に承認を得た予算要求の範囲内で購入し適切に活用しているため、実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	県費負担教職員の人事異動の内申については、教育現場の円滑な運営を行うために、過不足が生じないことや適材適所となるよう、バランスの良い人材配置が求められることから重要度はAとした。 人事異動の内申については、2月定例教育委員会で審議したため、実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	教職員の不祥事については、世間の注目度も高く、重要度をAとした。 教職員へサービスについては、教育委員会を通じて適宜各学校長から指導を行っている。令和5年度中に不祥事は発生しておらず、管理監督ができていることから実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価									
(6) (4)、(5)のほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> </table> →重要度 C B A	A		★	B			C			毎年、多くのベテラン教員が退職し、中堅層職員が減少している中で、教育現場を支える各校の指導力確保や教員の育成体制確立は当面の課題であり、こうした課題に応じた教育委員会の町の会計年度任用職員を含めた人事配置（方針）への関与は、町の教育行政の根幹に関わるため、重要度Aとした。 県費負担教職員人事以外に関しては、2月の定例教育委員会で人件費予算を、また3月の定例教育委員会で異動について審議した。また、職員の懲戒処分等は発生しておらず、管理監督ができていることから実現度Aとした。
A		★									
B											
C											
(7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> </table> →重要度 C B A	A			B			C			令和5年度は任命行為を行っていない。
A											
B											
C											
(8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> </table> →重要度 C B A	A		★	B			C			令和6年度の新たな事務局及び教育機関職員の任免について、3月の定例教育委員会で承認した。県費負担教職員同様の考えに基づき、重要度、実現度ともにAとした。
A		★									
B											
C											
(9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> </table> →重要度 C B A	A			B			C			令和5年度は、敷地選定を行っていない。
A											
B											
C											
(10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> </table> →重要度 C B A	A		★	B			C			工事の必要性及び費用対効果など、教育委員会が理解しておくべき事項として、重要度はAとした。 安心、安全、快適な施設の利用環境を提供するため、必要な工事について、前年度2月の定例教育委員会の予算要求の説明の中で行っている。また、補正予算対応が必要となった工事についても、直近の定例教育委員会審議のうえ実施しているため、実現度はAとした。
A		★									
B											
C											
(11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと	実現度↑ <table> <tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td></tr> </table> →重要度 C B A	A		★	B			C			規則等の例規については、法律の新設及び改正などに伴い適宜制定や改廃を行った上で、各種事務事業を進める必要があるため、重要度はAとした。 令和5年度は、新規制定はなく、改正4件、廃止2件について、定例教育委員会で審議、承認した実績から実現度はAとした。
A		★									
B											
C											

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目		マトリクス表		点検・評価	
(12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること	実現度↑	A		★	教育目標に基づく各種施策の実施にあたり、教育予算を充実させることは教育委員会の使命であり、重要度はAとした。 令和5年度第2号補正予算、令和4年度決算報告・令和5年度第3号補正予算、令和5年度第4号補正予算、令和6年度当初予算・令和5年度第6号補正予算を定例教育委員会で審議のうえ町議会に予算案を提出した。教育支援体制整備事業費交付金を活用するなど町の財政負担の軽減に努めた予算措置を実施した実績から実現度はAとした。
		B			
(13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと	実現度↑	C			町の重要な教育課題等に対処するため、専門的な知識や知見を有する人物による審議や意見聴取を行ってもらう必要性から、重要度はAとした。 令和5年度は、函南町放課後子どもプラン運営委員を含む16団体の新規や再任にかかる委員等の委嘱を行っており、実現度はAとした。
			B	A	
(14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること	実現度↑				教育目標を達成するためには、教職員の資質向上は不可欠であり、研修にかかる一般方針の重要性を鑑み、重要度はAとした。 令和5年度は教育大綱の基本構想である「乳幼児教育・子育て支援」「学校教育」「社会教育」の充実を目指し、教育推進の重点を「豊かな感性と「生きる力」をもつ子どもの育成」と定め、実践していることから実現度はAとした。
		C	B	A	
(15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること	実現度↑				令和5年度は、区域の設定、変更は行っていない。
		C	B	A	
(16) 教科用図書の採択に関すること	実現度↑				公立小中学校における教科用図書の採択は、学校を設置する教育委員会において行うことが定められており、学習の根幹となる教科用図書の選定は慎重に行う必要があるため、重要度はAとした。 田方地区教科用図書採択連絡協議会がまとめた、令和6年度から9年度使用の小学校教科用図書の採択案について、7月に臨時教育委員会を開催し審議を行ったことから実現度はAとした。
		C	B	A	
(17) 文化財の指定及び解除に関すること	実現度↑				令和5年度は、文化財の指定及び解除は行っていない。
		C	B	A	

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和5年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》			
(実現度)		(重要度)	
A	… 概ね達成	A	… 非常に重要
B	… もう少しで達成	B	… 重要
C	… 普通	C	… 普通

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表		点検・評価
(1) 幼児教育の充実	(ア) 教育・保育の質の向上	幼児教育センター指導の下、定期的な園内研修等を通して保育者が参画する研修体制を構築するとともに、学び続ける保育者の育成を行う。 ・外部講師等の招聘研修の実施。 ・幼児教育アドバイザーによる巡回訪問による指導。 ・新任園長、初任者、研修主任等階層別研修の実施。	実現度↑	A B C C B A →重要度	保育者は、研修等により常に資質向上を追求することが第一義となるため、重要度はAとした。 幼児教育専門研修会及び保育者の経験年数に応じた研修（階層別研修）を積極的に実施した。幼児教育アドバイザー訪問は、園からの訪問要請を含め延べ78回行うとともに、個別面談において指導助言を行った。また、保育者の階層別研修や連絡会を70回開催し、教育力、保育力の向上に努めたことから実現度はAとした。
	(イ) 小学校・中学校教育との円滑な接続	入学に伴う不安解消や発達段階に合わせた学びを推進するため、接続期カリキュラムとして園から小学校につなぐ「アプローチ・カリキュラム」、小・中学校入学時の「スタート・カリキュラム」を活用し、切れ目のない継続的なフォローと教育環境を整える。 ・函南町乳幼児教育カリキュラムの活用 ・「アプローチ・カリキュラム」「スタート・カリキュラム」の実施	実現度↑	A B C C B A →重要度	接続期カリキュラム（園のアプローチ・カリキュラム、小学校のスタート・カリキュラム）は、保育所指針及び学習指導要領等に記され、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校に共通する課題であり、子供の育ちと学びを就学前教育から義務教育、中等教育につなぐ目的から、重要度はAとした。 接続期カリキュラムについて、共通理解、実践が図られるよう、園長・校長会、主幹・教務主任研修会、保幼小連絡会等で、より効果的な活用や一体的な接続について周知を行った。また令和4年度に作成した「かなみ乳幼児カリキュラム」から中学校まで継続した支援を行うため、各種町内研修において架け橋期の重要性について理解を深めた。しかし、その実施状況は、園校での格差があることから実現度はBとした。
	(ウ) 特別支援教育の推進	巡回訪問等により特別に配慮を要する子供を早期発見し、子供・保護者に寄り添い、園での生活や就学についての対話を行う。特別支援コーディネーターや支援員等の研修を活用し、子供が園での活動に参加しやすくなる体制を築く。	実現度↑	A B C C B A →重要度	特別支援教育は、子供の発達、育ちと学びに関わることであるため、重要度はAとした。 幼児教育センターによる特別支援教育に関する園への巡回訪問を32回、その他に就園会議、ことばの教室（利用者数60名）、保護者面談を実施し、早期発見・保護者への啓発に取り組んだ。医療、療育施設への通所により集団への適応など、対象児にとってより快適な生活環境になっている。また、在籍学級の担任には、子育て相談員が個別に助言したり、療育施設の指導員からの助言をいただくなどして対応した。しかし、支援対象児童の増加等によりすべての子供へ対応ができていないことから実現度はBとした。
	(イ) 働き方改革の推進	業務改善のため、文書作成範囲を見直し、法・規則等に沿った文書事務の取扱いを行う。また、保育者の勤務実態を把握するとともに業務の効率化やデジタル化を図り、時間外勤務の軽減に努める。	実現度↑	A B C C B A →重要度	文書量の減、文書作成時間の短縮など、業務の適正化が不可欠な状態であるため、重要度はAとした。 業務改善に係る面談、アンケート結果により、持ち帰り仕事の質を把握し、書類の簡素化やデジタル化の推進に努めた。しかしながら、週日案、個人記録、教室掲示、行事準備など、保育者に必須の業務も多く、勤務時間中も子供に向き合う時間の他、保護者対応、清掃、預かり保育によるシフトがあり、事務処理業務の軽減は思うように進んでいない。 保育者が保育業務に専念できるよう、園に用務員や事務補助員を配置したが、業務量の削減及び慢性的な人員不足は解消されなかった。未だ改善の余地があることから、実現度はBとした。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																				
(2) 学校教育の充実	(7) 「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を推進する。	a 子供自らが本を手にする読書活動を推進 町立図書館の積極的活用と園・学校との連携を図るとともに、「第三次函南町子どもの読書活動推進計画」に沿った事業を充実させ「読書のまち・かんなみ」を目指す。小中学校の図書館司書、図書ボランティア、読み聞かせボランティアが協力し、学校の読書環境整備や読書活動の推進を図る。 ・函南町版読書記録ノートの活用推進 ・町立図書館と連携した読書活動の推進	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				「読書のまち・かんなみ宣言」に基づく活動として重要度はAとした。 コロナ禍にスタートした1人1台端末を利用した読書記録ノートの活用は、各校で定着し、読書活動の推進を図ることができた。 また、コロナ禍に好評であった、幼稚園、保育園、留守家庭児童保育所、小・中学校へ、図書館から本を選書し貸し出す「テーマ貸出」事業を継続し、子供の読書活動推進を図った。また、学校司書と連携協力し、ICTを活用した読書記録ノートの今後の活用方法について研究する等、コロナ禍に構築した様々な手法で利用促進を図ることができたことから実現度をAとした。
		A			★																			
		B																						
		C																						
		C B A																						
→重要度																								
b 教師は、子供に授業で身に付けさせたい資質・能力を押さえた授業を実践 全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、子供に「めあて」をもたせる。 ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の研究 ・少人数指導、習熟度別学習の推進 （「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実） ・基礎学力定着への学習支援及び補充学習 ・「家庭学習ノート」による家庭学習の推進	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A				→重要度				学力向上や授業改善は、教育活動の最も重要な根幹となるものであるため、重要度はAとした。 GIGAスクール構想により、令和3年度より1人1台端末と高速インターネット環境を整備し、新たな環境を活かした学校運営を推進している。各学校の実情に応じて、授業内外を問わず校内でのICT活用が進んでいる。 主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、並びに家庭学習については、より一層の充実が求められることから実現度はBとした。		
A																								
B			★																					
C																								
C B A																								
→重要度																								
c 子供が外国語活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育成 小学校学習指導要領により3年生から外国語の授業がスタートすることにより、外国語指導助手ALTを小学校4名、中学校に2名配置し、教員研修を計画的に行う。 ・ALTの活用により英語のコミュニケーション力向上	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A				→重要度				第六次函南町総合計画で重点施策に挙げている項目であり、町として先進的・継続的に取り組んでいる事業であるため、重要度Aとした。 小学校では、3年生から6年生まですべての授業にALTを配置する環境が整った。間違いを恐れず、積極的に英語を話そうとするコミュニケーション能力の育成が進んでいる。また、中学校では、小学校で外国語活動及び外国語の授業を受けてきたことを踏まえた授業改善が求められており、ALT集中配置を活かしたパフォーマンステストも実施できたが、日常的なALTを活用した授業の改善に加え、ALTの効果的な活用を推進していく必要があることから実現度はBとした。		
A																								
B			★																					
C																								
C B A																								
→重要度																								
d 心と体を一体ととらえ、運動や食育指導を通して「健やかな心身」を育む。 ・朝運動、業間運動、部活動の奨励 ・「函南町部活動ガイドライン」に基づいた適切な部活動の実施 ・「食」に関する教育を教育活動全体の中で計画的に実施 ・栄養教諭、栄養士による食育講座を含む食育推進活動 ・一人一スポーツ（運動）を楽しむ活動の普及	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A				→重要度				健やかな心身を育むため、運動は体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、食育は食べ物や食事に関する知識を学び、子供たちが一生を通じて健康的な食生活を送れるようにするために必須であり、重要度はAとした。 運動活動や部活動はコロナ前の状況に戻り、健やかな運動活動を実施することができた。部活動については平日の終了時刻が定められたことで放課後にゆとりが出来、塾に行く前の夕食時間も確保された。 農業体験や調理体験、食育月間を通し、農や食への理解を深めることができた。今後も実施方法等を工夫し推進する必要があることから、実現度はBとした。		
A																								
B			★																					
C																								
C B A																								
→重要度																								
e 防災教育、安全教育の充実 ・子供自らが判断し、危険回避能力を身に付けるための防災教育、安全教育の実施 ・交通安全教室、不審者対応教室など、関係機関と連携した安全教育活動 ・職員向け救急救命講習、不審者対応訓練等の実施 ・防災マニュアル、危機管理マニュアルの見直しと確認 ・児童生徒向け救急救命講習、不審者対応訓練の実施 ・引き渡し訓練の実施と備蓄品の確認	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A				→重要度				いつ起こるか分からない災害について理解を深め、自らの安全を確保する適切な行動選択をとることは大変重要であり、重要度はAとした。 学校や家庭、地域が協力して地域の安全を支えることができるよう、方法を模索しながら、学校や地区の防災訓練、防災キャンプ等を実施し、感染症対策を踏まえた自助、共助を学ぶことができた。しかしながら、救急救命講習や不審者対応訓練など多種多様な訓練を、まんべんなく継続的に実施する必要があることから実現度はBとした。		
A																								
B			★																					
C																								
C B A																								
→重要度																								

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表			点検・評価	
(2) 学校教育の充実	(7) 「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を推進する。	f 道徳的实践力を高める道徳教育の推進 ・全教育活動の中で、道徳性を養い、基本的な生活習慣の定着や規範意識を高める「道徳教育」を推進 ・「考え、議論する」特別な教科「道徳」を目指し、指導研修を深める ・日々の観察とともに学級内人間関係調査「Q-Uテスト」等の結果を活用し、子供の心の状態を分析することで集団の状況を把握し、親和的集団づくりに努める ・学級内人間関係調査の実施と親和的学級集団の育成（個別支援と人間関係の改善） ・「考え、議論する道徳の授業」づくりの推進	実現度 ↑	A		★	健やかに生きるための基盤となる道徳性を育むために、様々な課題に対して「自分ごと」として考え、議論することは大変重要であり、重要度はAとした。 特別な教科「道徳」に関わらず、日々の関わりや子供の様子や、学級内人間関係調査「Q-Uテスト」のデータを可視化し活用しながら、適切な支援を丁寧に行い、集団において子供たちが安心できる「居場所づくり」に努めていることから、実現度はAとした。
		B					
		C					
				→重要度			
		g 子供の教育的ニーズを把握し特別支援教育を推進 特別な配慮を必要とする子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成し、子供を支援するとともに、適切に学校支援員を配置する。 ①園・学校との連携による障がいのある子の早期発見 ・各小学校、幼稚園での「ことばの教室」を言語聴覚士2名で対応。 ・小学校、中学校で巡回相談の実施。学校教育課指導主事及び教育支援センター教育相談員が特別支援教育の視点で訪問、実施。 ②保護者への教育相談の実施と支援 教育支援センターで、学校における不登校や生徒指導上の問題、発達障がいを抱える子供への支援と保護者及び教職員の教育に関する相談と支援を行う。 ③関係機関と連携した対応 必要に応じてケース会議を実施し、保健、福祉、医療等の関係機関との連携により総合的な教育支援を実施。 ④適切な就学支援の実施 ・発達障がいの子供たちの教育的ニーズに対応するため「特別支援通級指導教室」を函南小学校、東小学校、西小学校で開設。他の各小学校はサテライト方式で対応。 ・小学校での支援の効果を引き続き高めるため、中学校2校に「通級指導教室」を設置。 ・不登校状態にある子供に「心の居場所」を保障しながら、ゆるやかな指導により学校復帰や社会的自立をする態度を育むため、適応指導教室「チャレンジ教室」を設置し、指導員を配置する。 ・中学校に校内適応教室「ステップ・ルーム」を設置し、支援員の配置とSSWの巡回を行う。	実現度 ↑	A		★	特別な支援の必要な児童生徒に対する早期支援の開始や、必要なニーズに応じた学習場所の提供により、安心して学校生活を送ることができる環境を整備していくことの重要性から、重要度はAとした。 特別な配慮や支援の必要な児童生徒には、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、保護者と学校、教育支援センターを含む教育委員会、そして外部の専門機関等が連携し、特別支援教育を推進している。 就学時には、子育て支援課心理士と連携し、園訪問や保護者面談を実施し、丁寧な就学支援を実施している。入学後は、定期的な特別支援校内委員会、就学支援委員会により、支援の必要な児童生徒について話し合いを持っている。また、教育支援センターによる学校訪問により、専門的な視点から支援の必要性を検討している。 不登校児童生徒の「心の居場所」として、チャレンジ教室が重要な役割を果たしている。チャレンジ教室に通うことが困難な子供に対しても、子供の状況を考慮しながら関わりを絶やさないよう努めた。 中学校2校に校内適応教室「ステップ・ルーム」を設置し、不登校気味の生徒の学校での居場所づくりに努め、多様化する生徒のニーズに対応した学習環境の整備を行った。 特別支援学級、通級指導教室の対象児童生徒の審議を適切に行い、必要に応じて個に応じた学びの場の拡充に努め、子供のニーズに合った指導を実践することができた。 以上のことから、実現度はAとした。
		B					
		C					
				→重要度			
		h いじめ防止への対応 いじめは「どの子にも、どこでも起こりうる」という意識を持ち、「函南町いじめ防止基本方針」、いじめ防止のための各組織設置条例、要綱に従い組織的に対応する。 いじめの未然防止を目標に、早期発見、早期解決に取り組む。 ・組織的な校内いじめ防止対策会議の実施 ・定期的ないじめアンケート調査の実施 ・SNSを利用した見えないいじめの実態把握と予防指導 ・発達支持的生徒指導を中心にした「いじめ未然防止」の取組推進 ・いじめ防止推進法に基づく付属機関の運用	実現度 ↑	A			いじめ防止への対応として、いじめの未然防止はもちろん、早期発見、早期解決の重要度は、言うまでもなくAである。 いじめの定義をはじめ、いじめを認知してからの初動やチーム学校としての体制づくりの重要性を年度当初に函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会で確認し、教育委員会事務局、教育支援センター等と連携し組織的な実践ができている。同会議を年2回、担当者レベルの情報交換会を随時開催として4回実施し、いじめの未然防止対策、早期対応を図った。重大事案と認定する事案が1件発生し、関係児童及び保護者に寄り添った丁寧な対応を心掛けている。今後も町内小中学校で同様事案の再発防止に向けた対応をより一層必要とすることから、実現度をBとした。
		B			★		
		C					
				→重要度			

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価
(2) 学校教育の充実	(イ) 教育職員の研修の充実 教育現場の課題は多様化・複雑化しており専門性や資質向上が求められている。授業力向上を含む諸課題に対応する研修や、新学習指導要領に盛り込まれた内容について授業実践研究を推進する。	a 授業づくりでは、各園校の研修主任を中心に推進する校内研修とともに、田方教員研修協議会主催の研修事業を実施し、若手を中心に、さらなる授業力向上に努める。 ・田方地区教員研修協議会の講師派遣事業を積極的に活用 ・外部講師を招いての授業研究（補助金の利用）	実現度↑ A B C C B A →重要度	教員の授業力向上（教材研究）及びそのための研修は、教育基本法や教育公務員特例法に定められた教員の義務であるため、重要度をAとした。 校内研修や外部での研修機会を有効に活用し、授業力向上に努めた。田方地区教員研修協議会主催の研修はキャリアステージに応じて多種多様な内容で確実に実施されている。また、教員が限られた時間を有効に活用できるようオンデマンド研修も実現し、研修効果を高めることが出来ている。 以上のことから実現度をAとした。
		b 授業づくり、生徒指導、特別支援教育等の諸課題に対応するため①いじめ防止等生徒指導連絡協議会の中での担当者研修、②主幹・教務主任研修会、③研修主任研修会、④特別支援コーディネーター研修会、⑤学校支援員研修会等を開催する。	実現度↑ A B C C B A →重要度	複雑化・多様化する教育課題に対応する中心的な役割を担う教員への研修の重要性を鑑み、重要度をAとした。 限られた回数の研修会であるが、機会を捉えて今日的な課題や、町内各校が共通して抱える課題を克服するための研修を実施した。いじめの未然防止、いじめ早期発見・対応の重要性を啓発する研修や、個別支援を充実させるための子供の心理に関する研修など、有意義な研修が実施できたため、実現度をAとした。
		c GIGAスクール構想を推進し、学校教育課指導主事とICT支援員が中心となり、ICT研修を実施。一人一台の学習者用端末を用いた「新たな学びのスタイル」の実現に向け、職員研修を組織的に実施する。	実現度↑ A B C C B A →重要度	令和の日本型学校教育で示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現には、ICT活用が不可欠であり、重要度はAとした。 ICT支援員を活用し、教員が一人一台端末に「慣れて活用する」ための研修や情報提供を行い、先生方の教材やICTを活用した授業の好事例を共有した。また、デジタル教科書の整備を進め、ICT環境の拡充を行ったことから、実現度はAとした。
		d 教育職員の研究活動の奨励及び助長、研究意欲と資質の向上を促し、本教育の充実、振興及び水準の向上に資するため、優れた研究に対して函南町教育研究奨励賞を授与し賞揚する。 ・函南町教育研究奨励賞への応募(各園・各校1名以上)	実現度↑ A B C C B A →重要度	自己の教育実践を教育論文にまとめることにより、課題意識をもって子供の教育に臨めることはもちろん、成果や課題が整理されるというメリットがあることから、重要度はAとした。 令和5年度も「函南町教育研究奨励賞授与要綱」に基づき、各園・各校に教育論文を募集したところ、計7点の応募があった。研究発表会には次年度に応募の意欲がある教職員の参加を奨励し、研究意欲の向上に努めたことから、実現度はAとした。
		e 教育講演会を保・幼・こども園を含む子育て支援課健康づくり課等の関係課にも参加依頼をし、教育課題について共有を図る。	実現度↑ A B C C B A →重要度	心理学の専門家を講師にお招きし「性への配慮を必要とする子どもたちの支援～性に対する考え方と対応の要点～」をテーマに、保育園幼稚園こども園の先生や支援員も交えて参集形式で実施した。ナイーブな問題であるが人権擁護、多様性受容の観点から、共通認識と理解はこれからの教育現場に必要なことであるため、重要度はAとした。 久しぶりに参集形式で開催したが、小中学校教員163人に加え、保育園、幼稚園、こども園から約40人、その他他市町や関係各所から約20人の参加があり、実現度はAとした。
	(ウ) 家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実 小中学校全7校を「コミュニティ・スクール」とし、地域の理解と教育力を生かした協働による学校づくりを図る。	a 家庭と学校が連携し、学習習慣の確立、学習意欲の向上を図る。家庭学習の習慣化のため「家庭学習ノート」を家庭の協力と理解を得ながら、小・中学校で共通実施する。	実現度↑ A B C C B A →重要度	全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果から、家庭学習の定着は、継続的に本町児童生徒の課題となっているため重要度をAとした。 小学校では、学習習慣と基礎・基本の定着のために、漢字、音読、計算などを継続して実施した。自主的な学習を進める力を身に付けるために、家庭学習ノートに取り組む学校もあった。 中学校では、家庭学習ノートによる家庭学習を基本とし、自分の興味・関心に基づいた学習や、得意を伸ばし、苦手を克服する学習に取り組んだ。 GIGAスクール構想で整備したICT環境を活用した効果的な家庭学習については継続的に研究中であるため、実現度はBとした。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																
(2) 学校教育の充実	(ウ) 家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実 小中学校全7校を「コミュニティ・スクール」とし、地域の理解と教育力を生かした協働による学校づくりを図る。	b 「函南スタンダード」を定め、それぞれの園・学校・地域・行政が一体となって取り組む。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				→重要度				「函南スタンダード」は、子供の発達段階に応じて、函南町の教育がめざす基本的な姿であることから、重要度はAとした。 各園・各校の教室に掲示し、子供たちが日常的に自らを振り返ることができるようにしている。年度末の学校評価では、教職員・保護者の多くが子供の成長を肯定的にとらえていることから実現度をAとした。
		A			★															
		B																		
		C																		
→重要度																				
c 地域の教育力を園・学校に生かすために「函南町地域学校協働本部」に地域学校協働活動推進員を置き、地域と学校を結ぶパイプ役として学校ボランティアの発掘や紹介、職場体験の活動場所の発掘等を進める。地域住民による「登下校見守り隊ボランティア」を組織し、児童の登下校時の安全に努める。 ・函南町地域学校協働本部の地域学校協働活動推進員（コーディネーター）活用 ・キャリア教育、校内教育活動への積極的な地域人材、ボランティアの活用	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				→重要度				地域と学校との持続可能な協働体制を築くためには、地域学校協働活動が不可欠であり、また、推進員が重要な役割を担うため、重要度はAとした。 登下校見守り隊など、地域ボランティアの力を活用し、児童生徒の安全を維持している。また、放課後活動やクラブ活動なども地域の方を講師に招いた活動なども継続しており、地域とともにある学校の趣旨に沿った活動ができている。学校運営協議会の会合に地域学校協働活動推進員が参加し、地域と学校をつなぎながらコミュニティ・スクール運営のコーディネーターとしての役割を果たしているため、実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
→重要度																				
d 「地域交流活動」「異年齢交流活動」「読書活動」等の体験的な活動に保護者や地域社会と協力して取り組むとともに、学校では全教育活動を通して「道徳教育」を推進する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				→重要度				地域住民を学校教育活動に巻き込んでいくことで、開かれた学校、開かれた教育課程の実現及び児童・生徒の生きる力を育む教育活動を推進できるため、重要度はAとした。 地域住民の協力を得て、防災キャンプや地域学習、栽培活動、体験学習、読み聞かせなどの活動が、教科・領域を問わず各校で工夫され実施されているため、実現度をAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
→重要度																				
e 保護者、子供、教員等による評価結果を分析・活用し、園・学校経営に生かす。 小・中学校全7校のコミュニティ・スクール（「学校運営協議会制度」）が機能するよう支援すると共に、PDCAサイクルを生かし「地域とともにある学校づくり」を推進し、活動内容の地域発信に努める。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				→重要度				地域とともにある学校づくりを実現するためには、どのような子供を育てるのかという目標やビジョンを地域住民と共有することができる学校運営協議会が果たすべき役割は大きいと、重要度はAとした。 学校が提示する学校運営の方針や育てたい子供像について、学校運営協議会が承認することで、学校と地域社会が一体となって教育活動を推進するという意識が生まれている。また、学校運営や教育活動の成果を検証する学校評価や学校の抱える課題について協議し次に活かす体制が構築されたが、その方法については随時見直しが必要となることから実現度はBとした。		
A																				
B			★																	
C																				
→重要度																				
(3) 社会教育の充実	基本施策 第六次函南町総合計画の「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を推進するため、生涯が学習機会であるという意識づくりを進めるとともに、文化活動やスポーツに親しみ、心豊かな人間関係の構築に努める。	(7) 生涯学習 ①青少年学習事業、成人学習事業等を実施し、年代に合わせた学習機会の提供に努める。 ②男女共同参画社会づくりのための男女共同参画計画を推進する。 ③生涯学習のきっかけづくりとして住民参画型の「かなみ生涯学習塾」を運営する。 ④日頃の文化芸術活動や学習の中から育んだ成果を発表する文化祭や発表会を開催する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				→重要度				生涯を通じた学習は、自己の充実や生活の向上、また人材の育成や豊かな社会の創設に必要不可欠であるため、重要度Aとした。 ①のうち青少年学習事業については、小学生を対象とした「わいわい塾」（体験教室・運動教室・自然体験教室）、小中学生を対象とした「ジュニアコース函南」を開催した。成人学習事業については、全7回の「チャレンジ大学」学習会を開催した。②については、令和4年度に改定した「第2次男女共同参画計画改訂版」に基づき、親子体験教室の開催や男女共同参画週間での啓発活動を行った。③については「かなみ学びの杜講座」として23教室を開講し、236人の受講生が学習した。④については、第55回函南町文化祭と開催し、総入場者数は2,932人であった。町民作品展は展示スペースが満了するほどの出品があり、芸能祭や将棋大会には子供や若者の参加も多く見られるなど、様々な世代が参画して開催することができた。これら成果を踏まえ、実現度はAとした。
		A			★															
B																				
C																				
→重要度																				
(4) 青少年健全育成 ①青少年健全育成組織の活性化を図る。 ②あいさつ運動を定期的に実施し、地域の青少年声掛け運動を継続する。 ③町内パトロールを定期的に行い、青少年有害環境の除去に努める。 ④地域・学校・家庭等の連携による関連事業を実施する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				→重要度				青少年が心豊かに、健全に成長できる環境を守るため、地域社会が一体となって各種活動を推進することは重要度が高くAとした。 ①②③④とも、新型コロナウイルス感染症の制限解除後の開催となった。手指消毒や換気、マスク着用等の感染症対策を講じつつ、コロナ以前の規模に戻し、開催した。青少年の健やかな成長の支援として実施の意義は大きく、実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
→重要度																				

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																
(3)社会教育の充実	基本施策 第六次函南町総合計画の「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を推進するため、生涯が学習機会であるという意識づくりを進めるとともに、文化活動やスポーツに親しみ、心豊かな人間関係の構築に努める。	(d)社会体育 ①町民の健康づくりにつながるスポーツや運動の奨励と各種競技大会を開催する。 ②社会体育施設、学校体育施設の充実を図る。 ③スポーツ団体との連携を図りながら指導者・団体を育成する。 ④生涯にわたり、スポーツを楽しめる環境をつくる。 ⑤「スポーツのまち函南宣言」に基づき、健康で元気なまちづくりを目指す。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C					C	B	A	生涯にわたって日常的にスポーツに親しみながら健康づくりに取り組むことができる環境を提供することは、地域の活性化、健康寿命の延伸につながり、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するうえでも重要であるため、重要度Aとした。 コロナ禍の施設使用制限等が解除され、コロナ前と同等の活動ができるようになった結果、スポーツ人口が戻り、施設利用数も概ね回復している。コロナ禍で一時的に減ったスポーツ人口の回復と裾野の拡大を目的に、体力や年齢、性別に関係なく、手軽に簡単に楽しめるパラスポーツやニュースポーツの推進を図り、町民の健康増進とスポーツ振興に資することができた。 引き続き町民の健康増進、運動欲求に応える必要性があることから、実現度はBとした。
	A																			
	B			★																
	C																			
	C	B	A																	
(e)コミュニティ関係 ①地区コミュニティ活動及び地区コミュニティ施設の整備を補助する。 ②地域・学校・家庭の連携によるネットワークを構築する。 ③各地区で活性化してきたシャギリ等の郷土の文化を支援する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	社会の基盤ともなる地域コミュニティの活性化を図ることは、人との結びつきや関わり、心豊かな生活や人材育成を行ううえでも必要不可欠であることや、コミュニティ施設の長寿命化を図る観点から、重要度Aとした。 ①の施設整備については15地区からの申し出を受け補助金を交付した。コミュニティ活動では、運動会、スポーツ大会等の他、納涼祭やどんど焼きなど行事の申請が増加し、9区で13件の申請があり、合計で246,000円の補助金を交付した。 ②については、幼稚園PTAと共催で家庭教育支援講演会を実施した他、丹那幼稚園の保護者を対象に家庭教育支援員による家庭教育講座を開催した。 ③については、令和5年度は補助申請がなかったが、これらの補助金が十分に活用され、地域の活性化が図られていることから実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
	C	B	A																	
(f)文化財保護 ①かんなみ仏の里美術館の活用に努める。 小学生、中学生の学習の場とするとともに、ふるさとの宝として後世に伝えていく。 ②文化財の保護・管理・活用に努める。 日本遺産（東海道箱根八里）、世界ジオパーク（伊豆半島世界ジオパーク）の認定を受け、「見て・歩いて・学ぶ」場所として機能の充実を図る。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられた貴重な財産である文化財は、地域の文化や歴史を構成するうえで不可欠である。文化財を保護、また活用しながら、後世に伝えていくことは大変重要であり、重要度Aとした。 ①かんなみ仏の里美術館では、地域の人による利用を増やし、親しまれる美術館を目標に、図書館との共催事業「出張図書館in仏の里」「伊豆の昔語りを聞く会」を開催した。また、東小学校の6年生を対象に仏の里ボランティアガイド出前講座を実施した。②日本遺産である箱根旧街道の災害復旧事業では、災害復旧に係る工法等について審議した。また、災害復旧整備計画に基づき、安全対策工事を先行して実施した。国道1号への土砂流出防止対策としてボトルユニットを設置し、併せて史跡内への立ち入りを防止するためのフェンスを2箇所新設し、災害発生リスクの軽減を図った。伊豆半島ジオパークである丹那断層、柏谷横穴群は草刈り・小規模修繕を行い、良好な景観の維持管理に努めた。令和5年度実施事業について実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
	C	B	A																	
(g)図書館活動 ①図書館資料の充実を図り、児童書の収集に重点的に取り組む。 ②園児・児童生徒を対象とした町立図書館利用推進事業を実施する。 ③読み聞かせやブックスタートを実施し、本に親しむ環境の充実を図る。 ④地域資料の収集・保存に努め、函南町に関する資料の充実を図る。 ⑤他機関と連携し、地域に必要な情報発信に努める。 ⑥「読書のまち・かんなみ宣言」に基づき策定した、「第三次函南町子どもの読書活動推進計画」を推進する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	町の掲げる「読書のまち・かんなみ宣言」に基づく活動として重要度Aとした。 役場等の関係機関とも連携し、図書館からの情報発信に努めた。各小中学校や幼稚園、こども園、保育園等への図書のテーマ貸出を継続し、チャレンジ教室への貸出も新たに加えた。また、地域に根付く民話を取り上げ、子供からお年寄りまで幅広い年代で参加できる「伊豆の昔語りを聞く会」を実施した。また、「第三次函南町子どもの読書活動推進計画」を見直し、第四次計画を策定した。このように継続事業を充実させ、加えて新規事業を実施することができたことから、実現度をAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
	C	B	A																	

静市町教委連6号
令和6年9月10日

各市町教育委員会 様

静岡県市町教育委員会連絡協議会
会 長 藤 田 泰 秀
(富士宮市教育長職務代理者)

第63回静岡県市町教育委員会研修会の開催について（通知）

秋涼の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、県内市町教育委員会を対象とした研修会を下記のとおり開催いたしますので、御出席いただきたく御案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和6年11月15日(金) 午後1時から午後3時45分まで
(受付 午後0時30分から)
- 2 会 場 ホテルグランド富士（富士市平垣本町8-1）
- 3 研修内容 第一部 行政説明：「(仮題) 不登校の現状と対策」
説 明：静岡県教育委員会 義務教育課 教育主幹 監物 克敏
第二部 講 演：「富士山の参詣曼荼羅の絵解き」
講 師：静岡県富士山世界遺産センター教授 大高 康正
講 演：「(仮題) 富士山世界遺産と富士山学習」
説 明：富士宮市教育委員会 学校教育課 主任主査 眞野 元気
- 4 参加報告 参加する場合、別紙参加報告書により、令和6年10月16日(水)までに電子メールにて事務局に御報告ください。なお、お手数ですが、参加しない場合もその旨を事務局まで御報告ください。
- 5 負担金 なし
- 6 その他 詳細は、別紙「第63回 静岡県市町教育委員会研修会実施要領」を御確認ください。

静岡県市町教育委員会連絡協議会事務局

富士宮市教育委員会 教育総務課 土橋、佐野

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地

TEL:0544-22-1182 FAX:0544-22-1242

MAIL:e-somu@city.fujinomiya.lg.jp

— 第63回 静岡縣市町教育委員会研修会実施要領—

1 目 的

教育の諸課題について、静岡県教育委員会による行政説明や講師による講演を聴き、各市町教育委員会の情報交換を行うことにより、今後の教育行政の推進に資する。

2 主 催

静岡縣市町教育委員会連絡協議会（事務局 富士宮市教育委員会 教育総務課）

3 日 時

令和6年11月15日（金）午後1時から午後3時45分まで
（受付開始：午後0時30分）

4 会 場

ホテルグランド富士（富士市平垣本町8-1）
※富士駅北口より徒歩7分
※ホテル内に駐車場があります

5 次 第

(1) 会長あいさつ

(2) 第一部 時間：午後1時10分から午後2時まで（50分 質疑応答含む）

行政説明：「（仮題）不登校の現状と対策」

説 明：静岡県教育委員会 義務教育課 教育主幹 監物 克敏

(3) 第二部 時間：午後2時10分から午後3時10分まで（60分 質疑応答含む）

講 演：「富士山の参詣曼荼羅の絵解き」

講 師：富士山世界遺産センター教授 大高 康正

時間：午後3時15分から午後3時45分まで（30分 質疑応答含む）

講 演：「（仮題）世界遺産富士山と富士山学習」

講 師：富士宮市教育委員会 学校教育課主任主査 眞野 元気

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和6年9月定例教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	シヅクリPROJECT 合同発表会「2024静岡カップ」	一般社団法人 シヅクリ 代表者 山下 由修	①令和7年1月18日(土) ②令和7年1月26日(日) ①清水国際高等学校 ②SISTグループ静岡駅前キャンパス 静岡市民文化会館中ホール	無料	有	有
2	令和6年度静岡県広域文化事業 田方文化展(書道・文芸・茶道・華道)	田方文化協会連絡協議会 会長 松本 香代子	令和7年2月8日(土)、9日(日) 韮山文化センター	無料	有	有
3	第15回サントカップ ソフトバレーボール交流大会in函南	サントカップソフトバレーボール交流大会実行委員会 杉山 孝博	令和6年12月22日(日) 函南町体育館	有料	有	有
4	令和6年度日本大学国際関係学部 下期市民公開講座	日本大学国際関係学部 学部長 渡邊 武一郎	令和6年11月6日(水)～11月27日(水) 日本大学国際関係学部 三島駅北口校舎	無料	有	有
5	静岡県東部少年柔道大会	静岡県東部柔道場連盟 会長 神山 信之	令和6年10月6日(日) 伊豆の国市長岡体育館	有料	有	有
6	以下余白					
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和6年 8月 19日

函南町教育長 様

住 所 静岡市葵区北安東二丁目 21 番 25 号
申請者 一般社団法人シヅクリ
氏 名 山 下 由 修
事務担当者：河嶋庸介
連絡先：090-6647-7076

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	シヅクリ PROJECT 合同発表会 「2024静岡カップ」	
期 日	ファーストステージ 令和7年1月18日(土) 8時30分～17時00分 セカンドステージ 令和7年1月26日(日) 8時30分～17時00分	
会 場	ファーストステージ：清水国際高等学校 セカンドステージ：SIST グループ静岡駅前キャンパス ：静岡市民文化会館中ホール	
主催者	団体名	一般社団法人シヅクリ
	代表者	山下 由修
	所在地	静岡市葵区北安東二丁目 21 番 25 号

共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	静岡県、静岡市、静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、静岡商工会議所、静岡経済同友会（静岡協議会・東部協議会）、ふじの国未来財団、沼津市教育委員会、富士市教育委員会、函南町教育委員会、裾野市、浜松市、浜松市教育委員会、浜松商工会議所、浜松イノベーションセンター

裏面があります。

事業の対象 と 目 的	対象は探究プログラムを学んでいる中学生、高校生。 静岡県内の中学校、高等学校の代表者による探究的な学びの発表会を開催し、その成果を広く社会に発信するとともに、校種や学年を越えた学びの場を創出することを目的とする。		
事業内容	県内の地元企業のリソースと地域のリソースをかけ合わせた、地域をより良くするイノベーションプランを生徒が提案・発表するとともに、参加者の相互交流を行う。		
申請理由	町内、函南町立東中学校、函南町立函南中学校が今年度プログラムに参加していることから。		
入場料	☒ 有 料 ・ ☐ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

シヅクリ PROJECT 「2024 静岡カップ」実施要項

1 趣 旨

シヅクリ PROJECT とは「静岡の豊かな未来の創造」を目的に、静岡県内の中学・高校と地域社会（企業）を繋げる、新しいコミュニティである。地域の未来を担う次世代の生徒たちに、実社会を題材とした生きる力を育む探究型教育の機会を提供していき、可能性発見力が発現した人財を輩出し、地域活性化を目指す。

2 目 的

中学生及び高校生（優秀賞を獲得した代表チーム）による探究的な学びの発表会を開催し、その成果を広く社会に発信するとともに、校種や学年を越えた学びの場を創出する。

3 日 時

- ①ファーストステージ：2025 年 1 月 18 日(土) 8 時 30 分から 17 時まで
- ②セカンドステージ：2025 年 1 月 26 日(日) 8 時 30 分から 17 時まで

4 会 場

- ①ファーストステージ
清水国際高等学校（〒424-0809 静岡市清水区天神 1 丁目 4-1）
- ②セカンドステージ（※今後以下の会場変更はあり得る）
S I S T グループ静岡駅前キャンパス（静岡市葵区御幸町 20 番地）
静岡市民文化会館中ホール（静岡市葵区駿府町 2 番 90 号）

5 主 催

一般社団法人シヅクリ

6 後 援（現在後援申請中で、以下は 2023 年度の後援団体）

静岡県 静岡市 裾野市 浜松市 静岡県教育委員会 静岡市教育委員会 沼津市教育委員会
富士市教育委員会 浜松市教育委員会 清水町教育委員会 函南町教育委員会 静岡商工会議所
浜松商工会議所 静岡経済同友会（静岡協議会・東部協議会） ふじの国未来財団

7 タイムスケジュール

- ①ファーストステージ（※今後以下の時間設定の変更はあり得る）

*参加企業 30 社を午前の部と午後の部に 15 社ずつ分けて開催します。

開始	終了	内 容
【午前の部】		
8:30	9:00	受付（前半の部）
9:00	9:30	打合せ・リハーサル
9:30	10:40	全体オープニング、プレゼンテーション
10:40	11:30	審査、結果発表、全体クロージング
【午後の部】		
13:00	13:30	受付（午後の部）
13:30	14:00	打合せ・リハーサル
14:00	15:10	全体オープニング、プレゼンテーション
15:10	16:00	審査、結果発表、全体クロージング

【午前の部】（50 音順にて掲載させていただきます）

株式会社青島文化教材社 株式会社いちまるホーミング 株式会社 SBS 情報システム
協立電機株式会社 自衛隊静岡地方協力本部 ジャトコ株式会社 鈴与グループ
株式会社大輝 中央静岡ヤクルト販売株式会社 株式会社 TOKAI
トヨタユニテッド静岡株式会社 西日本電信電話株式会社静岡支店 フジ物産株式会社
三菱地所プロパティマネジメント株式会社 MARKIS 静岡 理研軽金属工業株式会社

【午後の部】

株式会社アイティエス イオンリテール株式会社 イワサキ経営グループ 株式会社エステック
エンケイ株式会社 加和太建設株式会社 株式会社木村铸造所 株式会社建設システム
株式会社静岡銀行 静岡新聞社・静岡放送 須山建設株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社
浜松いわた信用金庫 ヤマハ発動機株式会社 リョービ株式会社静岡工場

②セカンドステージ（※今後以下の時間設定の変更はあり得る）

*午前の部では、4会場に分かれて発表会を実施、午後の部では、全社全チームが集結し、午前の部の受賞チームが発表を行います。

開始	終了	内 容
【午前の部】（*会場はS I S Tグループ静岡駅前キャンパス）		
8:30	9:00	受付（午前の部）
9:10	9:20	午前の部開始式
9:20	12:10	午前の部プレゼンテーション、審査結果の発表、写真撮影
【午後の部】（*静岡市民文化会館）		
13:00	13:30	受付（午後の部）
13:30	13:40	午後の部開会式
13:40	15:00	午後の部プレゼンテーション、審査結果の発表、写真撮影

8 静岡カップの流れ（仕組み）

①12月23日 各企業の優秀賞を公式発表

校内発表会を経て、各企業が優秀賞4チーム（注1）決定します。

（注1）担当校数・チーム数が大幅に違う企業がいくつかあり、選出割合を少しでも平準化するため、3校以上担当している企業の枠組みを4チームから6チームまで選出できるものと弾力化します。優秀賞を獲得したチームは、ファーストステージに進出します。

②1月18日 ファーストステージ

各企業に選出された優秀賞4チームが出場します。

ファーストステージでは、優秀賞4チームから各企業の企業賞1チームが決定します。

③1月26日 セカンドステージ

各企業の企業賞を獲得したチームが出場します。

セカンドステージでは、午前の部でファイナル進出チームを決定し、ファイナルとなる午後の部でグランプリ、準グランプリチームを決定します。グランプリ、準グランプリ受賞チームは全国大会に出場する権利を得ます。*全国大会は2025年2月に東京都内の会場にて開催予定です。

9 シズクリ PROJECT 参加学校（全28校）

静岡大学附属静岡中学校 静岡市立豊田中学校 静岡市立城山中学校 静岡市立観山中学校
静岡市立南中学校 常葉大学附属常葉中学校 静岡学園中学校 静岡サレジオ中学校
浜松市立東部中学校 浜松市立可美中学校 富士市立吉原第二中学校 富士市立富士南中学校
沼津市立大岡中学校 清水町立清水中学校 清水町立南中学校 函南町立東中学校
函南町立函南中学校 静岡県立浜松大平台高等学校 静岡県立浜松商業高等学校
静岡県立富岳館高等学校 静岡県立裾野高等学校 静岡市立清水桜が丘高等学校
富士市立高等学校 静岡女子高等学校 東海大学付属静岡翔洋高等学校 清水国際高等学校
クラーク記念国際高等学校静岡キャンパス クラーク記念国際高等学校浜松キャンパス

10 問い合わせ先

静岡カップ実行委員会（担当：八木） Mail : info@sdkr.jp HP : <https://sdkr.jp/>

(第1号様式)

令和6年8月28日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

申請者

〒 [REDACTED]

住 所

Tel

団体名及び申請者の氏名

田方文化協会連絡協議会

会長 松本香代子



函南町教育委員会後援名義申請書

下記のとおり事業を開催するにあたり、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	令和6年度静岡県広域文化事業 田方文化展（書道・文芸・茶道・華道）		
期 日	令和7年2月8日（土）10:00～17:00 令和7年2月9日（日）10:00～15:00		
会 場	菰山文化センター		
主催者	団体名	田方文化協会連絡協議会 （伊豆市・伊豆の国市・函南町文化協会）	
	代表者	会長 松本香代子	
	所在地	伊豆の国市 [REDACTED]	
共催又は 後援団体 （申請予定を 含める）	☒ 有・無 （有りの 場合はそ の名称）	共 催	なし
		後 援 （予定）	伊豆の国市教育委員会 伊豆市教育委員会 函南町教育委員会 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞 伊豆箱根鉄道

受付
6.8.29
生活文化課

事業の対象と目的	○事業の対象 伊豆の国市 伊豆市 函南町及び近隣市町民 一般 ○目的 静岡県地域文化団体連絡協議会の令和6年度広域文化事業として田方文化協会連絡協議会主催の「田方文化展(書道・文芸・茶道・華道)」を開催します。 ・ 3市町文化協会各団体の研鑽成果を地域住民の方に公開披露し、地域文化の向上発展および 心豊かなまちづくりに貢献したい。 ・ 各文化協会ならびに団体の交流 連携 親睦を図ると同時に、一層の芸術等 資質の向上を図ります。		
事業内容	3市町文化協会に加盟している下記団体が参加し、韮山文化センターで「文化展(書道・文芸・茶道・華道)」を開催するものです。 開催日時……令和7年2月8日(土)、9日(日) ○伊豆の国市…… 7団体 103名(予定) ○伊豆市…… 7団体 57名(〃) ○函南町…… 8団体 60名 合計 22団体 220名		
申請理由	3市町文化協会が連携協力し上記の目標を達成するために、函南町教育委員会のご後援をいただき、旧田方地域(現伊豆の国市 伊豆市 函南町)の文化の向上と発展、ならびに 心豊かな明るい町づくりに微力でも貢献できればと思うものです。		
入場料	有料 無料	有料の場合の金額	円

【注意事項】

※ 開催の事業資料がある場合は添付してください。(前回開催のチラシパンフ等で可)

※ 申請に必要な事項が明記されている実施計画書があれば、それらを添付し「詳細は別添資料参照」等と記入することにより各項目の記載を省略しても構いません。

※ 入場料や参加費を徴収する場合は、事業の収支予算書を添付してください。

【後援の対象事業】

事業の目的及び内容が函南町民全体の福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められ、利益、売名、政治・宗教活動を目的とせず、事業範囲が町民全体またはこれに準じた広域性を有する事業

[illegible]

令和6年度田方文化展（書道・文芸・茶道・華道）事業計画書

1. 事業名 令和6年度 静岡県広域文化事業 東部地区 第4ブロック
田方文化協会連絡協議会(田文連) 【文化展(書道・文芸・茶道・華道)】
事業名称は「田方文化展」(書道・文芸・茶道・華道) とする。
2. 事業概要 田方文化協会連絡協議会(田文連)の令和6年度事業として文化展を開催する。
3. 参加対象者 伊豆の国市・伊豆市・函南町の文化協会所属の団体
4. 目的 (1)各団体の日頃の研鑽成果を地域住民に公開し、地域文化の向上に資する。
(2)各協会及び団体が展示発表会により、連携交流親睦をはかり、会の向上発展に資する。
(3)展示品を相互に鑑賞し、一層の資質向上を図る。
5. 開催日時 令和7年2月8日(土)10時 ～ 令和7年2月9日(日)15時
・準備 令和7年2月7日(金) ・片付け 令和7年2月9日(日)15時以降
6. 会 場 菰山文化センター 映像ホール他 (伊豆の国市四日町772番地)
7. 出展団体 各協会より書道、文芸、茶道、華道を選出し、選考は実行委員会にて行う。
8. 費 用 令和6年度田文連予算と静岡県地域文化団体連絡協議会の広域文化事業補助金を充てる。
9. 参加費 参加費および入場料は無料とする。
10. 主 催 田方文化協会連絡協議会
11. 後 援 函南町教育委員会 伊豆の国市教育委員会 伊豆市教育委員会
静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞社
12. 広 報 ポスター・プログラム 各市町広報等
13. 運 営 田方文化展 実行委員会

令和5年度 静岡県広域文化事業

田方文化展

絵画・写真・陶芸・手芸・工芸



狩野
結ば
川
れで
て

開催日 1月27日(土)～28日(日)
(10:00～17:00) (10:00～15:00)

会場 函南町文化センター

主催：田方文化協会連絡協議会

後援：函南町教育委員会 伊豆の国市教育委員会 伊豆市教育委員会

静岡新聞社・静岡放送

伊豆日日新聞

伊豆箱根鉄道

入場無料

令和5年度 静岡県広域文化事業

田方郡文化協会連絡協議会主催「田方文化展」 出展団体

函南町文化協会・伊豆の国市文化協会・伊豆市文化協会

参 加 団 体		
市町	分 類	団 体 名
函 南 町	写 真	フォトクラブB&W
	//	函写楽クラブ
	//	写心気クラブ
	//	フォトクラブ伊豆の風
	ちぎり絵	ちぎり絵みやび会
	編み物	ら・あ〜む
	洋 裁	クチュール・クラブ
	陶 芸	陶友クラブ
	ステンドグラス	ステンドグラス工房ハーモニー
	ガラス彫刻	クリスタル サンドレリーフ
伊 豆 の 国 市	絵 画	アート研究会
	//	ブルービート
	写 真	伊豆の国フォトクラブ
	切り絵	大仁切り絵の会
	手まり	大仁てまりの会・和
	陶 芸	楽しい陶芸
	木板に絵画	トールクラブ
伊 豆 市	写 真	令和フォトクラブ伊豆
	//	伊豆フォトクラブ
	絵 画	I ZUアートクラブ
	//	アトリエ田代
	//	修善寺絵画倶楽部
	陶 芸	やきもの夢くらぶ
	コスチューム ジュエリー	美じゅーサークル
	タペストリー	パッチワークの会
	革細工	かわざいくの会
	プリザーブド フラワー	フラワーサークル舞華
	洋 裁	伊豆洋裁教室
	絵手紙	新日本婦人の会

(第1号様式)

令和6年9月 2 日

函南町教育長
久保田 浩子 様

申請者

住 所

氏 名 杉山 孝博
(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第15回サンタカップソフトバレーボール交流大会 in 函南		
期 日	令和6年12月22日(日)		
会 場	函南町体育館		
主催者	団体名	サンタカップソフトバレーボール交流大会実行委員会	
	代表者	杉山 孝博	
	所在地		
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	静岡新聞・静岡放送



事業の対象 と 目 的	県下全域及び県外地域から幅広い年齢層の男女が集い、生涯スポーツとしてのソフトバレーボールを存分に楽しむことにより、相互の健康増進と親睦を図る。		
事業内容	別紙開催要項(案)のとおり		
申請理由	大会の公共性を図るため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	1 チーム 4,000 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第 15 回 サンタカップソフトバレーボール交流大会 in 函南

開 催 要 項 (案)

- 1 主 催 サンタカップソフトバレーボール交流大会実行委員会
- 2 後 援 静岡県田方郡函南町教育委員会
静岡県新聞社・静岡放送
- 3 主 管 K・フレンズ ソフトバレーボールクラブ
- 4 日 時 令和 6 年 12 月 22 日 (日)
受付 8:45～ 開会式 9:15～
- 5 会 場 函南町体育館
(静岡県田方郡函南町仁田 30-1 TEL055-978-1145)
- 6 部 門 混合フリーの部
- 7 チーム構成
(1) 男女混合の部とする。競技中、コート内には男女各 2 名で競技すること。
(2) 構成メンバーは、審判運営上できる限り 5 名以上の参加に努めること。(監督含)
- 8 競技規則等
(1) 公益財団法人日本バレーボール協会制定の 2024 年度版ソフトバレーボール競技規則を準用する。
(2) 選手は必ずゼッケンを着用すること。
(3) 組合せ抽選及び競技方法は、主催者の責任において決定する。
(4) 審判は参加チームによる相互審判とする。各チーム笛(電子可)を持参すること。
- 9 参 加 料 1 チーム 4,000 円 (当日受付にて集金)
- 10 申 込 方 法 サンタカップの LINE 公式アカウントにて受付を行う。
(1) LINE の ID 検索で @078adlrr を入力しサンタカップを友だち追加する。
(2) 下記①～④の必要事項を入力し送信する。
①チーム名 ②代表者名 ③チーム所在地 ④参加人数
(3) 申込送信完了後、受付可否の連絡を LINE にて返信する。

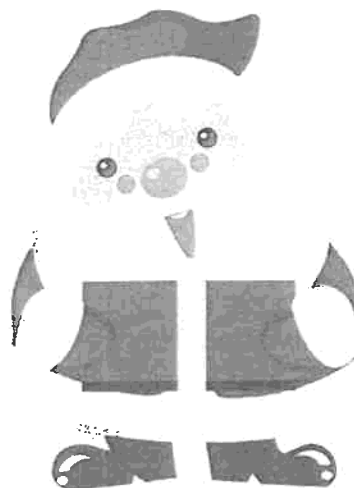
(4)受付チーム数は、体育館の使用コートに限りがあるため、先着順に20チーム程度に制限する。(申込期限内でも募集数に達した場合、申込をお断りすることがあります。) ※原則1団体1チーム

11 申込期限 令和6年11月3日(日)

12 その他

- (1)参加者は、各チームの責任においてスポーツ保険に加入すること。
- (2)上位チームには表彰を行う。
- (3)ゴミは各チームで必ず持ち帰ること。
- (4)その他、大会中疑義等が生じた場合は、主催側において協議し決定する。

13 問い合わせ先 K・フレンズ 杉山



2024サンタカップ収支予算

収入の部

項 目	金 額	備 考
参 加 料	80,000	4,000×20チーム
負 担 金	20,000	実行委員会負担金
合 計	100,000	

支出の部

項 目	金 額	備 考
使 用 料	10,000	会場借り上げ代等
通 信 費	7,000	大会要項発送代、封筒代、送料等
会 議 費	10,000	打ち合わせ会議費用等
消 耗 品	25,000	ラインテープ、試合球、その他審判・救急用品等
参 加 賞	30,000	乳製品詰め合わせ等
景 品 代	15,000	入賞チーム副賞代等
そ の 他	3,000	運営協力御礼、賄代等
合 計	100,000	

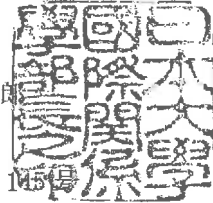
収入総額	100,000
支出総額	100,000
差引残額	0



国研究公発第3－4号
令和6年8月29日

函南町教育委員会教育長 殿

申請者 日本大学国際関係学部長 渡邊 武一郎
〒411-8555
三島市文教町2丁目31番145号
電話 (055) 980-0808



令和6年度日本大学国際関係学部下期市民公開講座の後援について（依頼）

下記により標記事業を開催するにあたり、貴職のご後援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

開催の趣旨 目 的	本学の教員及び外部講師による市民公開講座を開催し、地域住民との交流を深め、地域文化の向上に寄与するものとする。
名 称	令和6年度日本大学国際関係学部下期市民公開講座
団 体	日本大学国際関係学部・日本大学短期大学部(三島校舎) 日本大学国際関係学部国際関係研究所
主催所在地 代 表 者	〒411-8555 三島市文教町2丁目31番145号 日本大学国際関係学部長 渡邊 武一郎
開 催 日 時	自 令和6年11月6日(水)～至 令和6年11月27日(水) 午後6時15分～午後7時45分(日程は別紙, 計4回)
会 場	日本大学国際関係学部 三島駅北口校舎 1階山田顕義ホール
参 加 料	無 料
事業の内容	統一テーマ 「国際情勢を考える」 (詳細別紙添付)
そ の 他	しずおか県民カレッジ連携講座

以 上

6.9.-2

令和6年度日本大学国際関係学部下期市民公開講座

統一テーマ

「国際情勢を考える」

開催日	講演者	演題
第1回 11月6日(水)	日本大学国際関係学部 教授 松本 佐保	「国際政治と宗教, アメリカの大統領選挙と世界情勢」
第2回 11月13日(水)	日本大学国際関係学部 准教授 小副川 琢	「中東情勢の現状と展望」
第3回 11月20日(水)	日本大学国際関係学部 教授 鄭 勳燮	「朝鮮半島「核」危機の歴史・現状・展望」
第4回 11月27日(水)	東京大学 先端科学技術研究センター 准教授 小泉 悠	「どうするロシア?! 軍事化する社会とウクライナ戦争の行方」

- ・時 間 18時15分～19時45分
- ・定 員 400名
- ・受講料 無 料
- 主 催 日本大学国際関係学部 日本大学短期大学部（三島校舎）
日本大学国際関係学部国際関係研究所
- 後 援 三島市
- (予定) 三島市教育委員会 裾野市教育委員会 清水町教育委員会
長泉町教育委員会 函南町教育委員会
しずおか県民カレッジ連携講座
- ・会 場 三島駅北口校舎1階大教室
- ・申込資格 参加自由

以 上

日本大学国際関係学部 研究事務課
〒411-8555 三島市文教町 2-31-145
電話：055-980-0808
担当：大貫 真生
oonuki.masao@nihon-u.ac.jp

(第1号様式)

2024年9月5日

函南町教育長 様

住 所

申請者

氏 名 鍵山弘次

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	静岡県東部少年柔道大会		
期 日	令和6年10月6日(日) 8時00分から17時00分まで		
会 場	伊豆の国市長岡体育館		
主催者	団体名	静岡県東部柔道場連盟	
	代表者	会長 神山 信之	
	所在地	裾野市稲荷 216-12	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	静岡県柔道協会東部支部、伊豆の国市・伊豆市・ 公益社団法人静岡県柔道整復師会東部支部・ 東都医療専門学校・静岡新聞社・静岡放送 等

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	対象：静岡県東部柔道場連盟に加入している道場に所属する小学2～6年生。 目的：柔道を通じて小学生の心身の健全な育成を目指し、児童相互の交流・親睦および正しい柔道の普及発展と選手育成		
事業内容	団体戦：5・6年生の部(5人制)、 3・4年生の部(3人制) 個人戦：男子 10階級・女子 5階級		
申請理由	後援をいただくことにより、本会活動を会員のみならず広く市民の皆様を知っていただけるとともに、会員の励みにもなり大会を通じスポーツ振興に寄与したい。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	参加料：団体 5・6年 3,500 円 ・団体 3・4年 2,500 円 ・個人 1,000 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和6年 第53回静岡県東部少年柔道大会
予算書

令和6年5月18日
静岡県東部柔道場連盟
会長 神山 信之



収入の部

科目	内訳	金額	
参加料	団体5・6年生の部 20@3,500	70,000	350,000
	団体3・4年生の部 20@2,500	50,000	
	個人戦 230@1,000	230,000	
協賛金		100,000	100,000
自己資金		550,000	550,000
合計			1,000,000

支出の部

科目	内訳	金額	
会場設営費	会場代・役員審判弁当・担当地区事務費	180,000	180,000
賞品費	参加賞	250,000	470,000
	入賞メダル・前年団体優勝レプリカ	200,000	
	賞状	20,000	
プログラム印刷費	450部	200,000	200,000
大会事務費	組合せ会 弁当・会場使用料	45,000	150,000
	振込み手数料(賞品・プログラム代)	10,000	
	通信費	10,000	
	保険	35,000	
	予備費	50,000	
合計			1,000,000

大会要項

名称	第53回 静岡県東部少年柔道大会					
主催	静岡県東部柔道場連盟					
主管	田方地区(伊豆市柔道部、大仁柔道会、伊豆長岡柔道会、韭山柔道教室、函南柔道会)					
後援	静岡県柔道協会東部支部・公益社団法人 静岡県柔道整復師会東部支部・伊豆の国市					
日時	令和6年10月6日(日)午前9:30開会(9:00審判監督会議)					
会場	伊豆の国市 長岡体育館 (伊豆の国市南江間2125の1 電話055-948-1123)					
申込	下記へeメール・振込。(郵送・持込の受付は行っておりません。)					
	×切り	令和6年8月19日(月)				
	申込先	jimukvoku@toubuijudo.org(送信の表題は「東部大会／〇〇道場」)				
	参加料	団体5・6年 3,500円	団体3・4年 2,500円	個人 1,000円		
	振込先	銀行名: ゆうちよ銀行 名義人: 静岡県東部柔道場連盟				
		ゆうちょ銀行から	記号	12370-2	番号	10710041
		他銀行から	店名	二三八(ニサンハチ)	店番	238
預金種目			普通	口座番号	1071004	
抽選	日時	令和6年8月31日(土)午後6:30～				
	場所	清水町体育館 会議室				
	その他	抽選会は弁当を用意します。準備のため申込書に参加人数をご記入下さい。 抽選会は兼理事会の為、欠席理事は委任状(HPIにあります)を出して下さい。				
参加資格	静岡県東部柔道場連盟に加入している道場に所属する小学2～6年生。					
	参加する道場を通じて全柔連登録済みであること。					
	傷害保険に加入していること。(例: スポーツ安全保険等)					
	保護者から本大会の参加承諾書を得ていること。(承諾書は各団体で保管)					
	大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。(別紙参照)					
	皮膚真菌症(トングランス感染症)について、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。					
	団体戦におけるチーム数、個人戦における人数の制限は、それぞれない。					
	5・6年生の部: 個人戦参加選手2名以下・3・4年生の部: 個人戦参加選手1名以下の団体に限り合同チームに申し込むことができ、申込状況により本部で調整し、抽選会にて了承を得る。					
試合方法	勝ち残り式(トーナメント)					
	団体	5・6年生の部: 選手5名、監督1名(3名以上・補員なし)。				
		3・4年生の部: 選手3名、監督1名(2名以上・補員なし)。				
		学年に関係なく、大將を最重量とする体重順に配列する。				
		欠員が生じた場合、個人戦のみに登録している選手を充当できる。その際、改めて体重順に配する。				
		交代または欠場した選手は、以後の団体・個人戦共出場できない。				
		人数が満たないチームの配列は、大將側に詰める。(勝ち上がった途中でも)				

大会要項

試合方法	個人	階級	男子	6年45kg超級、同45kg級、5年40kg超級、同40kg級、 4年35kg超級、同35kg級、3年31kg超級、同31kg級 2年27kg超級、同27kg級（10階級）
			女子	6年、5年、4年、3年、2年（5階級）
		当日の計量で、1kg以上の超過は失格とする。各以下級のみ計量する。		
審判	国際柔道連盟試合審判規定(2022-2024)および全日本柔道連盟「少年大会特別規定」。 本大会要項。本大会申し合わせ事項。			
	時間	団体(代表戦含む)・個人共 全試合2分。ゴールデンスコアはない。		
	団体	勝負の判定基準は、本戦は「僅差」(指導差が2＝指導差1は引分)、 代表戦は個人戦と同じ(指導差1は旗判定)。 「勝ち」の内容*で勝敗を決する。同内容の場合は、代表戦を行う。 (*「一本」＝「反則勝ち」>「技有り」>「指導」の差2)		
		代表戦は、任意の選手により1試合行う。		
	個人	勝負の判定基準は、「判定」(指導差1は旗判定)。		
服装	柔道衣は白色(さらし可)のみとする。青白は紅白と読み替えて、紅または白 の帯を柔道着の上につける。 開会式終了後審判員が柔道着の確認を行うが、最終判断は各試合です。			
表彰	団体	1位～8位まで表彰する。		
	個人	1位～3位まで表彰する。		
大会中事故・負傷等が発生した場合、応急処置は行うが、責任は負わない。				
団体戦のチームは、本大会様式の掲示用オーダー表を用意すること。(下記参照)				
会場内の撮影により人物が映り込む場合があり、それらは、インターネット配信やWEBなどに掲載 される場合がありますので、あらかじめご了承ください。				
成長過程にあることを重視し、減量を行ってはならない。				
参加選手は、背中にゼッケンを縫い付ける。(布地は白色、上段2/3に名字(姓)、下段1/3に所属名)				
オーダー表				
約80cm 約36cm 1/3 1/3 1/3 先次中副大所 鋒鋒堅将将属 模造紙の長辺を1/3(横80cm×縦36cmくらい)にして 右から所属・大将～の順で名字を縦書き。 ※ 模造紙の短辺が横になるよう1/3にして下さい。 毎年誤ったサイズの表がありますのでご注意下さい。				

脳震盪対応について

ジュニア(20歳未満)以下の選手および指導者は下記事項を遵守すること。

- ① 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
- ② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。
(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること。)
- ③ 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- ④ 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。